

平成26年度 那珂市行政評価外部評価委員会（第3回）

市民判定人説明会

日時 平成26年10月17日（金）午後2時

場所 那珂市中央公民館 1階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

那珂市長 海野 徹
那珂市行政評価外部評価委員会委員長 伊藤 伸
(一般社団法人 構想日本 ディレクター (理事))

3 説 明

(1) 平成26年度那珂市行政評価外部評価について

那珂市行財政改革推進室長 車田 豊

(2) 那珂市の財政状況について

那珂市総務部財政課長 加藤 裕一

(3) 外部評価の手順について

那珂市行政評価外部評価委員会委員長 伊藤 伸

(4) 外部評価対象事業の概略について

那珂市行財政改革推進室室長補佐 寺山 修一

4 質 疑

5 閉 会

平成26年度
第3回外部評価委員会

那珂市の財政状況について

平成26年10月17日(金)
那珂市総務部財政課

那珂市の財政状況について

財政とは、那珂市を維持し活動するために必要な財力を取得し、これを管理・処分する一切の作用。

財政とは、必要な資金をどうやって集めてくるか(資金調達)、集められた資金をどのように使っていくか(資金配分)を考え、段取りしていくこと。

資金調達＝歳入

市税	使用料及び 手数料	交付税	国県支出金	市債
----	--------------	-----	-------	----

資金配分＝歳出

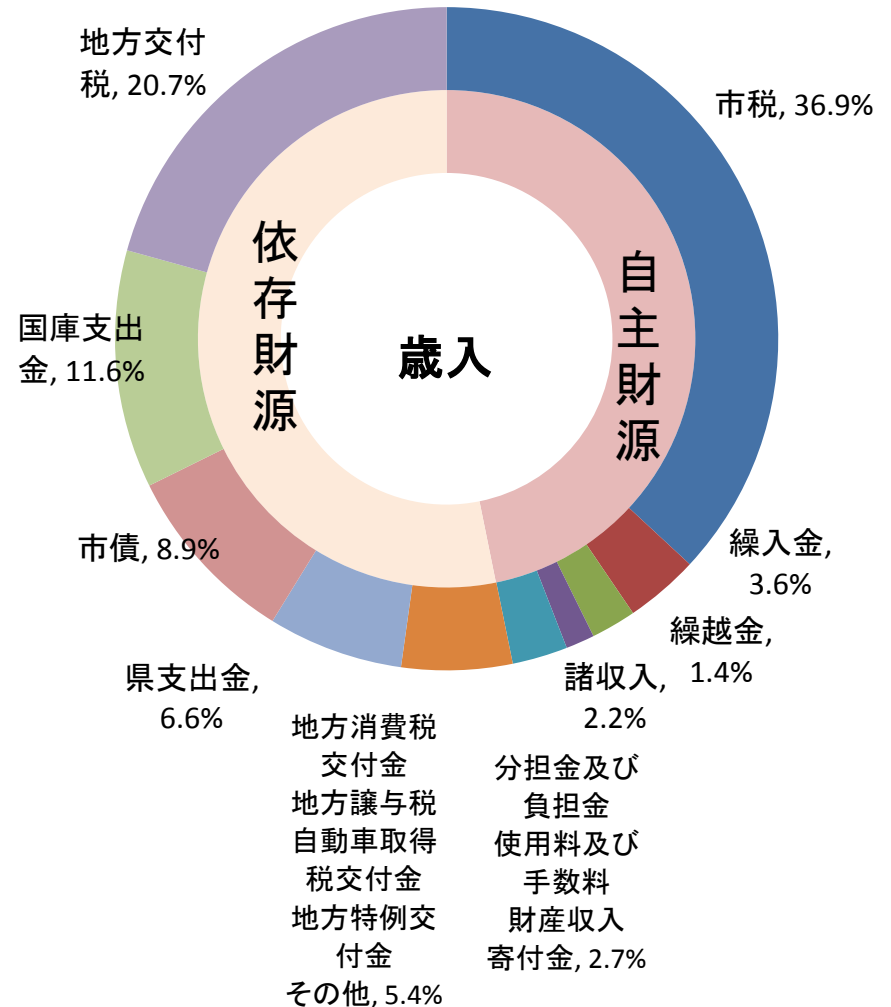
道路	ごみ処理	水道	下水道	消防
検診・予防 接種	幼稚園・学 校	保育所	介護	障がい福祉
農業	各種補助	人件費	施設の維持 管理	公債費

那珂市の財政状況について

平成26年度一般会計予算

平成26年度一般会計歳入予算				単位：千円、%
区分	26年度 予算額(A)	構成比	25年度 予算額(B)	増減率 (A)/(B)
自主財源	8,498,469	46.8	8,305,419	2.3
市税	6,704,827	36.9	6,445,054	4.0
分担金及び負担金	276,518	1.5	267,625	3.3
使用料及び手数料	199,614	1.1	196,896	1.4
財産収入	11,961	0.1	11,192	6.9
寄付金	4	0.0	4	0.0
繰入金	656,553	3.6	748,484	△12.3
繰越金	250,000	1.4	250,000	0.0
諸収入	398,992	2.2	386,164	3.3
依存財源	9,651,531	53.2	10,064,581	△4.1
地方譲与税	308,000	1.7	290,500	6.0
地方消費税交付金	568,853	3.1	453,000	25.6
自動車取得税交付金	31,000	0.2	68,000	△54.4
地方特例交付金	28,300	0.1	29,000	△2.4
地方交付税	3,751,098	20.7	3,822,834	△1.9
国庫支出金	2,107,966	11.6	2,097,215	0.5
県支出金	1,195,139	6.6	1,291,543	△7.5
市債	1,611,160	8.9	1,976,091	△18.5
その他 ※	50,015	0.3	36,398	37.4
合計	18,150,000	100.0	18,370,000	△1.2

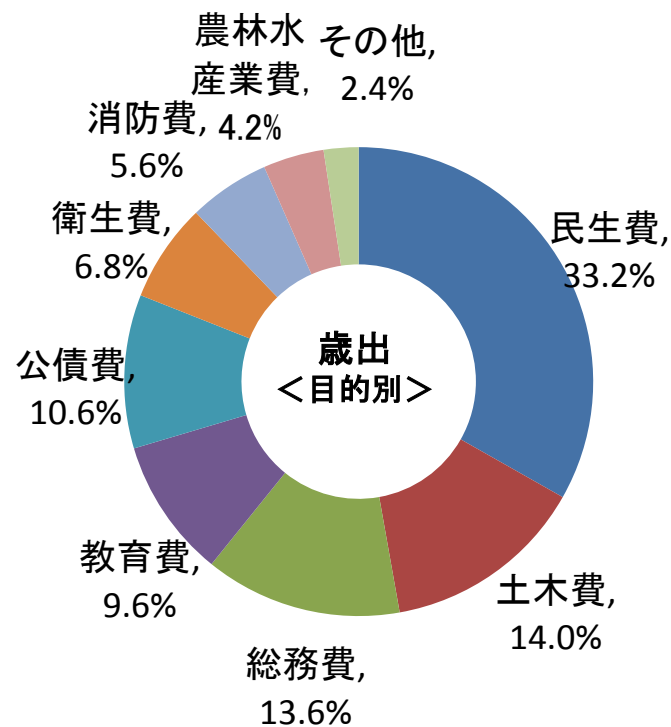
※利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、交通安全対策特別交付金



那珂市の財政状況について

平成26年度一般会計予算

平成26年度一般会計歳出予算（目的別）				単位:千円、%
区分	26年度 予算額(A)	構成比	25年度 予算額(B)	増減率
				(A)/(B)
議会費(その他)	223,773	1.2	216,334	3.4
総務費	2,472,127	13.6	2,368,908	4.4
民生費	6,015,253	33.2	5,828,879	3.2
衛生費	1,225,874	6.8	1,310,473	△6.5
農林水産業費	769,322	4.2	763,675	0.7
商工費(その他)	200,418	1.1	161,883	23.8
土木費	2,544,395	14.0	2,720,814	△6.5
消防費	1,009,481	5.6	949,550	6.3
教育費	1,742,637	9.6	2,011,427	△13.4
災害復旧費(その他)	10	0.0	52,570	△100.0
公債費	1,926,705	10.6	1,965,482	△2.0
諸支出金(その他)	5	0.0	5	0.0
予備費(その他)	20,000	0.1	20,000	0.0
合計	18,150,000	100.0	18,370,000	△1.2

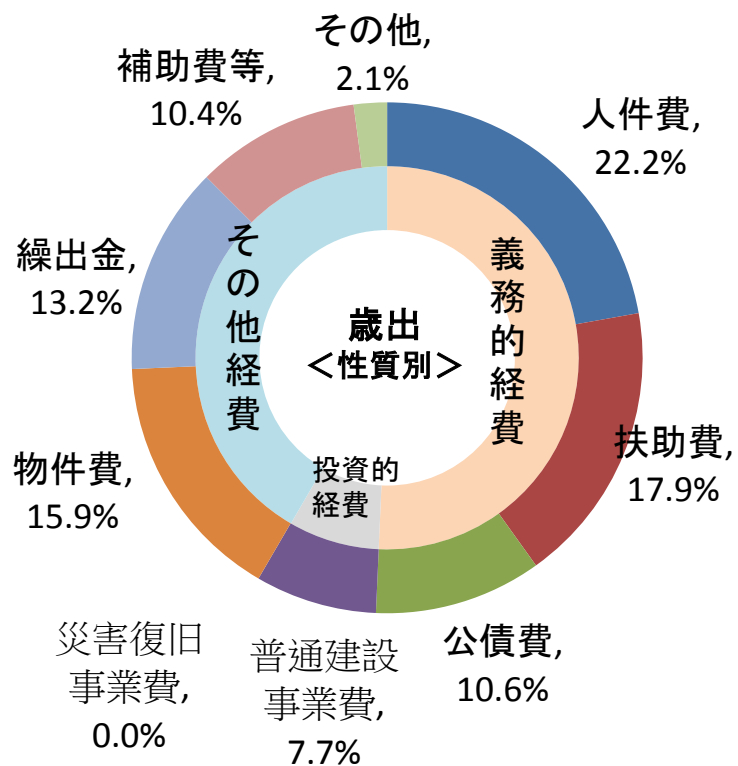


那珂市の財政状況について

平成26年度一般会計予算

平成26年度一般会計歳出予算（性質別）				単位:千円,%
区分	26年度 予算額(A)	構成比	25年度 予算額(B)	増減率 (A)/(B)
義務的経費	9,203,057	50.7	9,351,365	△1.6
人件費	4,037,122	22.2	4,146,102	△2.6
扶助費	3,239,231	17.9	3,239,782	△0.0
公債費	1,926,704	10.6	1,965,481	△2.0
投資的経費	1,392,141	7.7	2,024,235	△31.2
普通建設事業費	1,392,131	7.7	1,971,665	△29.4
補助事業費	408,839	2.3	1,010,167	△59.5
単独事業費	983,292	5.4	961,498	2.3
災害復旧事業費	10	0.0	52,570	△100.0
その他の経費	7,554,802	41.6	6,994,400	8.0
物件費	2,889,535	15.9	2,868,013	0.8
維持補修費	332,822	1.8	237,478	40.1
補助費等	1,882,812	10.4	1,671,493	12.6
繰出金	2,393,496	13.2	2,160,585	10.8
その他 ※	56,137	0.3	56,831	△1.2
合計	18,150,000	100.0	18,370,000	△1.2

※積立金、投資及び出資金、貸付金、予備費



那珂市の財政状況について

市の歳入・歳出を家庭の家計簿に例えて見てみると

市

家庭

市税	住民税・固定資産税等	⇒	給与(基本給)
交付税・交付金	地方交付税・地方消費税交付金等	⇒	給与(手当)
国県支出金	民生・土木・教育等補助金等	⇒	親戚からの援助
繰越金	前年度からの繰越	⇒	前年の収支の差
市債	建設事業債・臨時財政対策債等	⇒	借金(ローン借入金)
負担金・ 使用料及び手数料	保育料・住宅家賃・公園等	⇒	お母さんのパート代
繰入金	基金からの繰入	⇒	預金からの引き出し
諸収入	財産収入・寄付金・利子等	⇒	その他臨時収入

那珂市の財政状況について

市の歳入・歳出を家庭の家計簿に例えて見てみると

	市		家庭
人件費	特別職・議員・職員等	⇒	生活費(食費・日用雑貨等)
扶助費	児童福祉・障がい福祉等	⇒	医療・介護・教育費
公債費	元利償還金・利子	⇒	借金(ローン)返済
普通建設事業費	道路・校舎等	⇒	家の増改築・庭の整備・車の購入等
物件費	委託料・需用費・賃金等	⇒	生活費(光熱水費等)
維持補修費	道路・公共施設等	⇒	雨漏り修理・庭木剪定
補助金等	自治会・農業・ごみ施設等	⇒	医療・介護・教育費
繰出金	特別会計への繰出し	⇒	子どもへの仕送り
その他	災害復旧等	⇒	その他臨時支出

那珂市の財政状況について

市の歳入・歳出を家庭の家計簿に例えて見てみると

お父さんの年収が378万円、一家の収入の総合計を600万円と仮定した場合

収入

給与(基本給)

221.4万円

給与(手当)

156.6万円

親戚からの援助

109.2万円

前年の収支の差

8.4万円

借金(ローン借入金)

53.4万円

お母さんのパート代

6.6万円

預金からの引き出し

21.6万円

その他臨時収入

22.8万円

支出

生活費(食費等)

133.2万円

医療・介護・教育費

107.4万円

借金(ローン)返済

63.6万円

家の増改築・庭の整備等

46.2万円

生活費(光熱水費等)

95.4万円

雨漏り修理・庭木剪定

10.8万円

医療・介護・教育費

62.4万円

子どもへの仕送り

79.2万円

その他臨時支出

1.8万円

那珂市の財政状況について

特別会計は、特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計から分離して収支経理を行う会計。

平成26年度会計別予算額					単位：千円、%
会計名	26年度予算額	25年度予算額	比較	増減率	
	(A)	(B)		(A)/(B)	
一般会計	18,150,000	18,370,000	△220,000	△1.2	
特別会計	13,896,000	13,769,000	127,000	0.9	
国民健康保険(事業勘定)	5,734,000	5,577,000	157,000	2.8	
下水道事業	2,330,000	2,484,000	△154,000	△6.2	
公園墓地事業	12,000	13,000	△1,000	△7.7	
農業集落排水整備事業	811,000	941,000	△130,000	△13.8	
介護保険(保険事業勘定)	4,310,000	4,120,000	190,000	4.6	
上菅谷駅前地区土地区画整理事業	185,000	163,000	22,000	13.5	
後期高齢者医療	514,000	471,000	43,000	9.1	
合計	32,046,000	32,139,000	△93,000	△0.3	

平成26年度水道事業会計予算額					単位：千円、%
区分		26年度予算額	25年度予算額	比較	増減率
		(A)	(B)		(A)/(B)
収益的収支	収入	1,187,740	1,117,864	69,876	6.3
	支出	1,136,640	1,098,177	38,463	3.5
資本的収支	収入	115,659	91,127	24,532	26.9
	支出	421,935	580,526	△158,591	△27.3

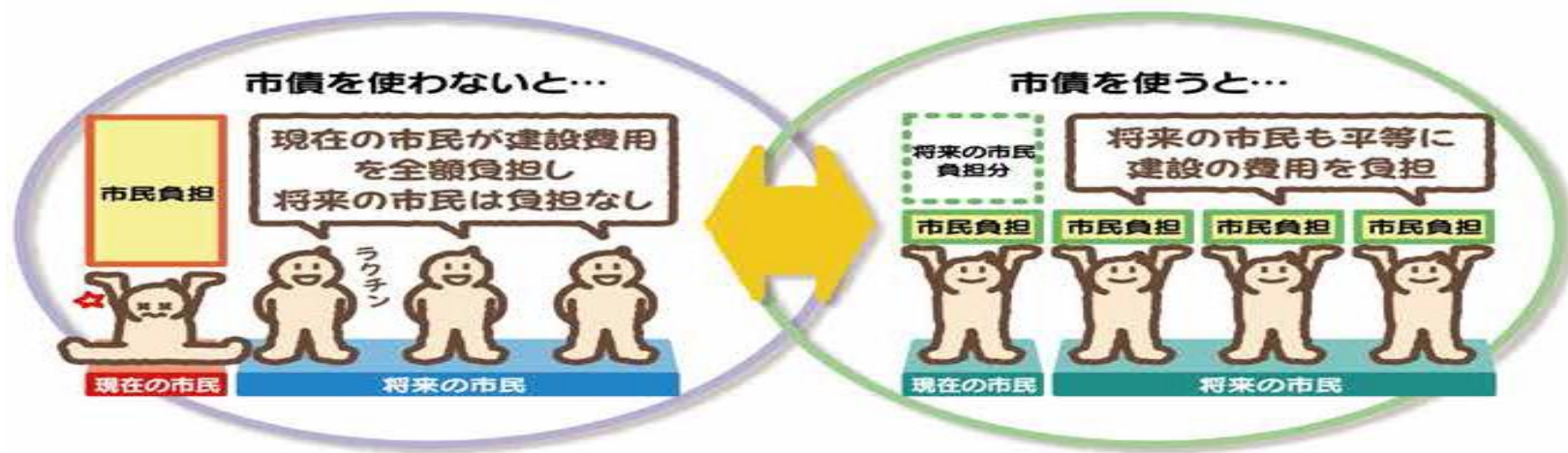
那珂市の財政状況について

市の借金について(平成25年度決算額)

(単位:千円)

費目	平成24度末 現残高	平成25年度 元金償還額	平成25年度 借入額	平成25年度末 現残高
一般会計	16,948,364	1,716,608	1,529,796	16,761,552
区画整理事業債	782,729	86,365	18,700	715,064
公営企業債 (下水道・集落排水事業)	14,124,776	1,296,855	1,445,600	14,273,521
合計	31,855,869	3,099,828	2,994,096	31,750,137

毎年の財源を平均する役割と現在の市民と将来の市民の負担を公平にする役割

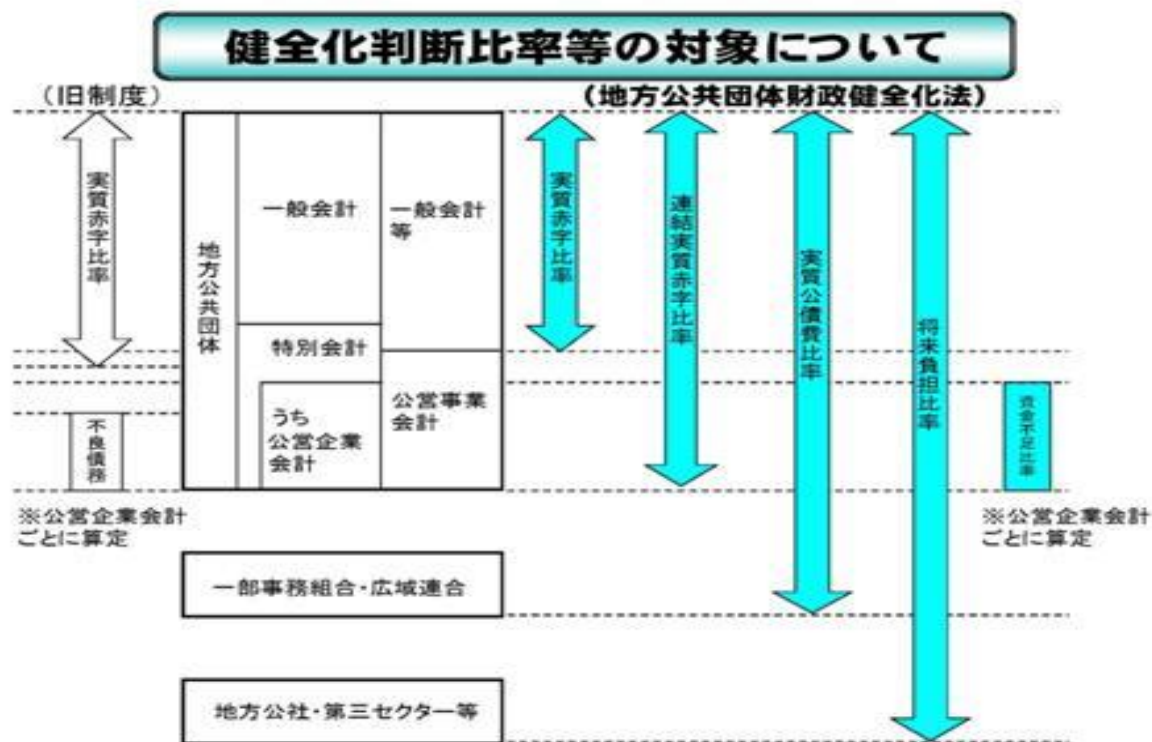


那珂市の財政状況について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日公布）

地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、4つの財政指標を「財政健全化判断比率」として定めている。

- ・実質赤字比率
- ・連結実質赤字比率
- ・実質公債費比率
- ・将来負担比率



那珂市の財政状況について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日公布）

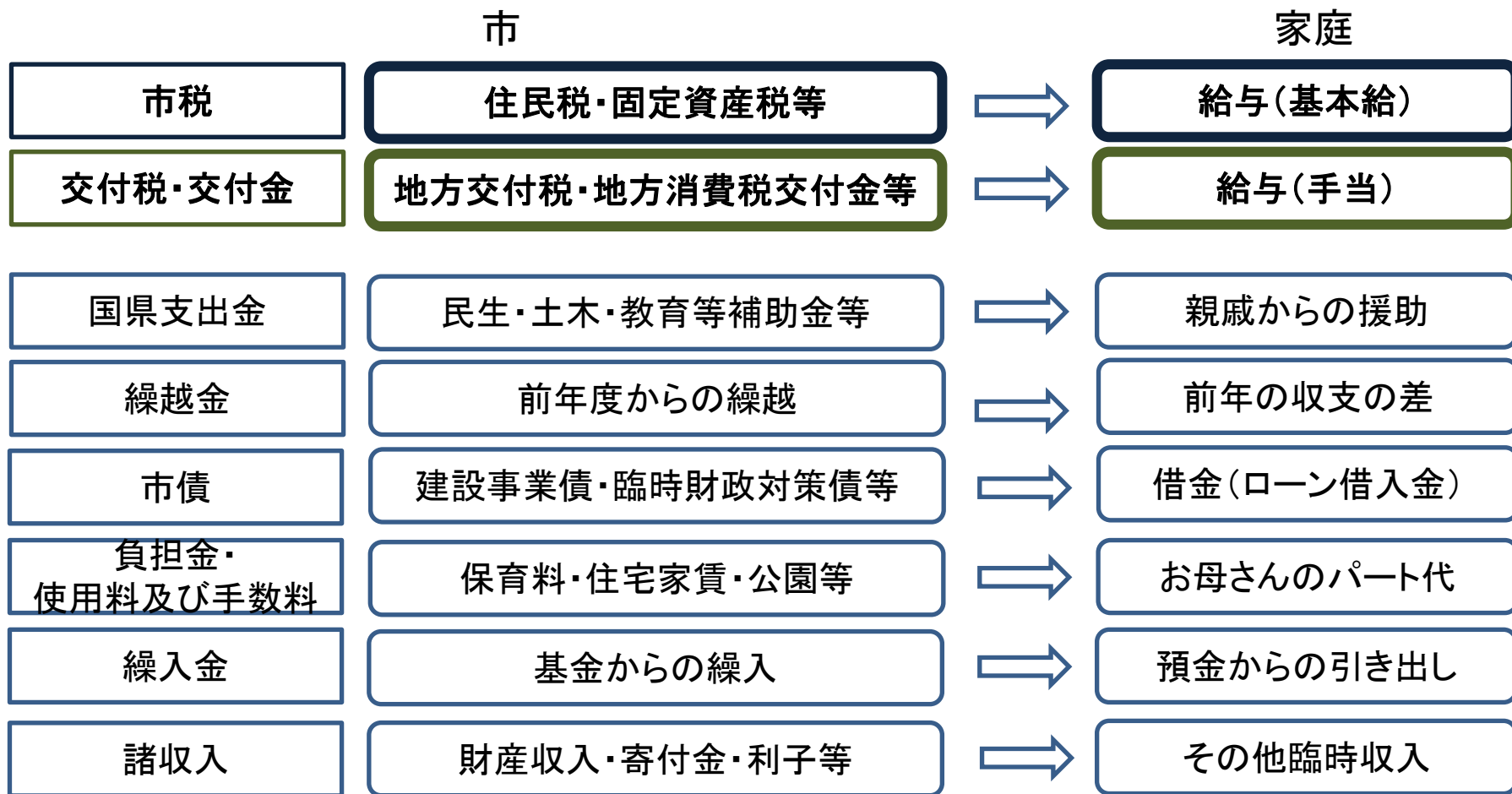
	平成25年度	平成24年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	13.03	20.00
連結実質赤字比率	—	—	18.03	30.00
実質公債費比率	9.0	10.6	25.0	35.0
将来負担比率	20.9	38.4	350.0	

（参考：平成25年度）

	常陸太田市	常陸大宮市	かすみがうら市	桜川市	行方市	龍ヶ崎市
実質公債費比率	7.1	11.4	11.4	10.3	9.9	9.6
将来負担比率	0	35.0	96.8	83.4	80.8	13.8

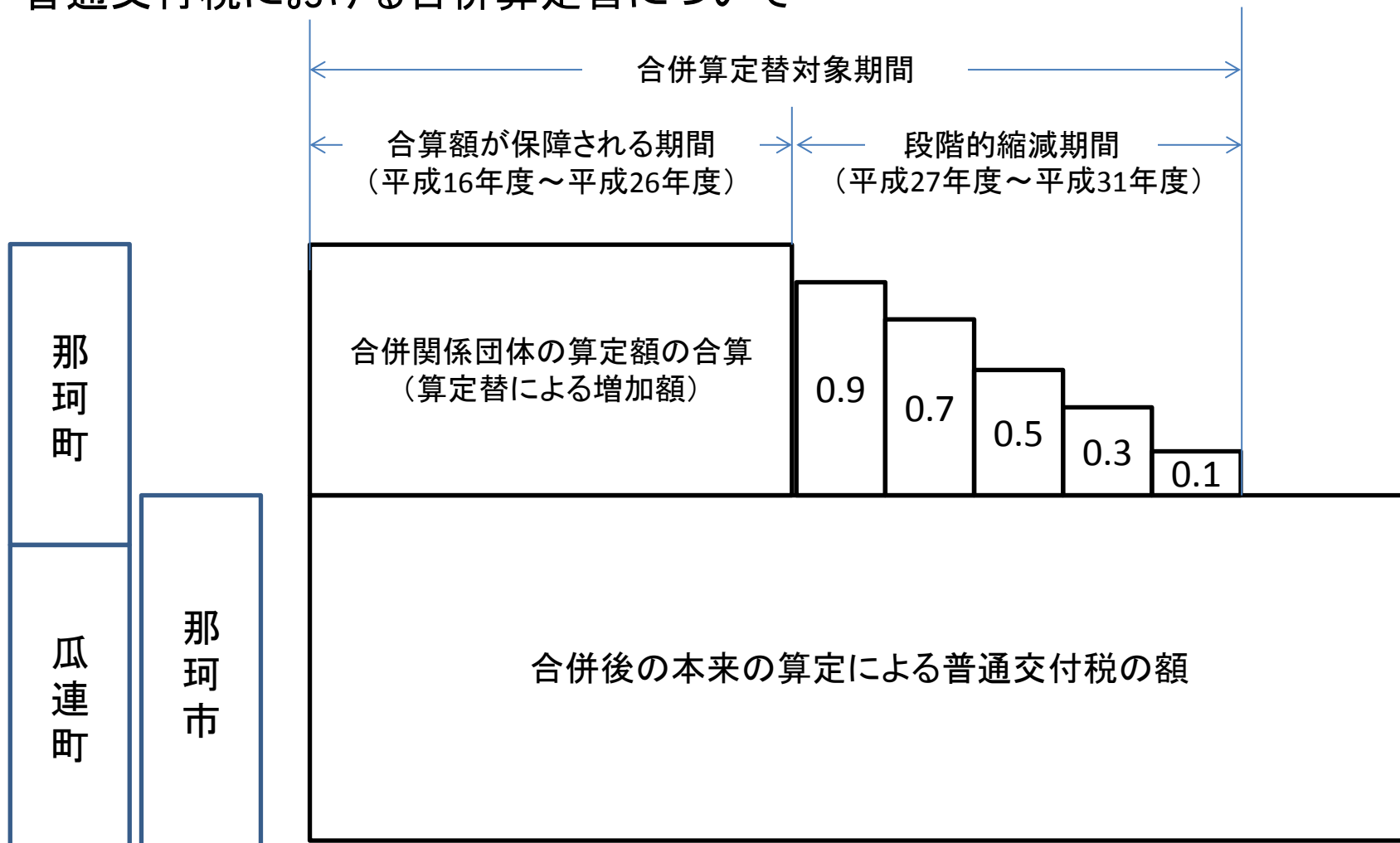
那珂市の財政状況について

今後の課題・問題点を歳入の面から見てみると



那珂市の財政状況について

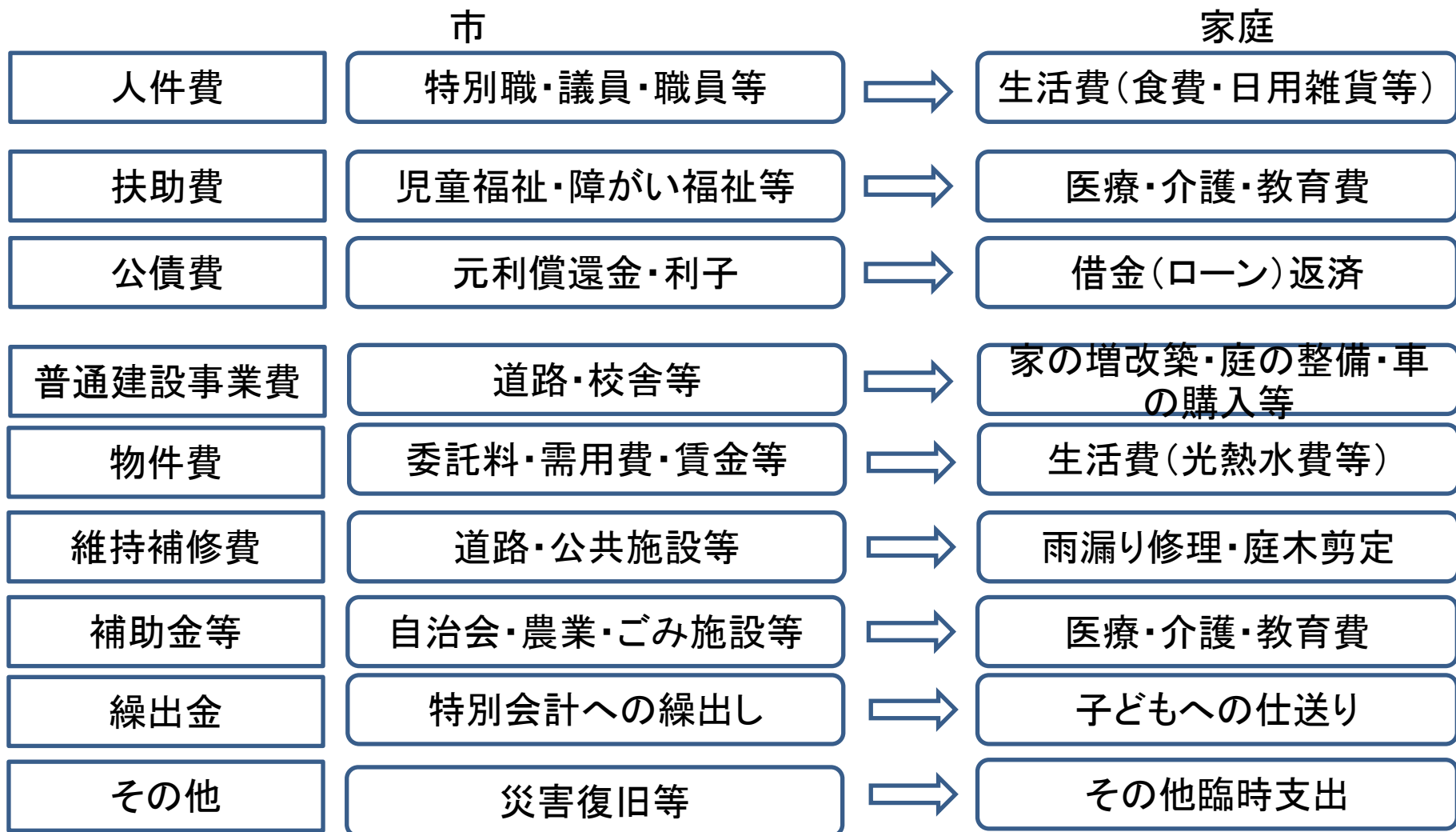
普通交付税における合併算定替について



現在と同様の財政状況と仮定すると、平成32年度には、約31億3千万円程度になる見込みで、この合併算定替えの終了により現在より約6億6千万円が減額となる。

那珂市の財政状況について

今後の課題・問題点を歳出の面から見てみると



那珂市の財政状況について

経常収支比率

経常収支比率とは、人件費や扶助費、公債費など縮減することが容易でない経費（義務的経費、経常物件費、補助費、繰出金、維持補修費等）に、地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度費やされているかを求めたもの。

財政構造の弾力性を測定する指標。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くなることを示している。

単位：％

	経常収支比率
平成25年度	90.0
平成24年度	91.1

（参考：平成25年度）

単位：％

	経常収支比率
常陸太田市	89.2
常陸大宮市	84.1
かすみがうら市	84.6
桜川市	86.4
行方市	85.9
龍ヶ崎市	91.2

★経常収支比率とは？

自由に使えるお金がどのくらいあるかがわかります。
社会経済や市民ニーズの変化に的確に対応していくための財源がどの程度確保されているかを示します。

算出方法は、

$$\frac{\text{毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源}}{\text{毎年度経常的に収入される一般財源}}$$

です。

給料に占める食費やローンの返済額の割合と同じで、比率が低ければ自由に使えるお金が多くなります。



人件費・扶助費・公債費等

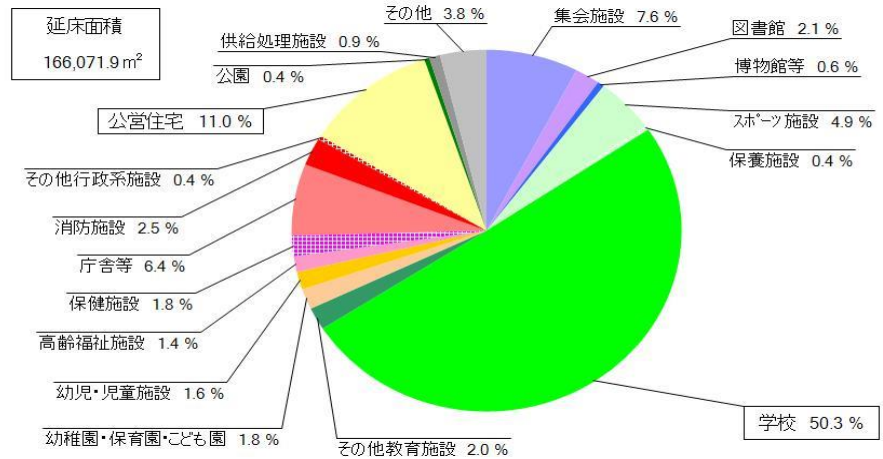
市税・交付金

那珂市の財政状況について

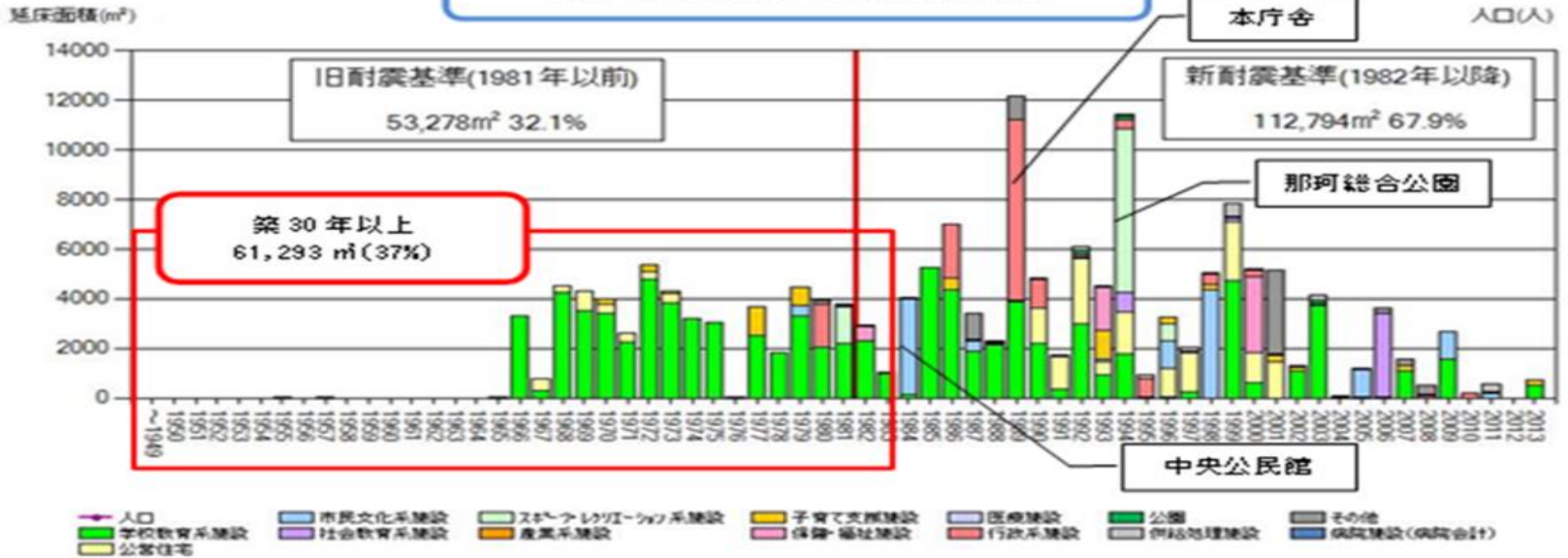
公共施設の老朽化と維持管理 (修繕等)の増加

- ・建物の長寿命化
- ・施設総量(コスト)の圧縮

公共施設の類型別延床面積



公共施設の築年別整備状況



那珂市の財政状況について

	行政評価(外部評価・事業仕分け)	第3次行財政改革大綱
平成21年度	廃止:2事業(瓜連地区公民館施設管理事業、平野コミュニティセンター管理運営事業) 見直し:40事業 現状維持:4事業	(財政関係) ◆健全で効率的な行財政経営の推進 ■自主性・自律性の高い財政運営の確保 ○自主財源の確保 ・市税・各種使用料等の徴収率の向上 ・学校体育施設の有料化 ・広告料の確保 ・幼稚園保育料の見直し ・未利用財産の活用と処分 ○経費の削減合理化 ・公用車の見直し ・借地の見直し ・施設使用料減免規定の見直し ・各種使用料の見直し ○補助金等の整理合理化及び用途の適正化 ・補助金の整理合理化及び用途の適正化 ・外郭団体補助金の適正化 ○公債費及び特別会計繰出金の抑制 ・市債発行の抑制 ・特別会計繰出金の抑制 ○公共工事コストの縮減 ・工事成績表の有効な活用 ・電子入札の導入
平成22年度	廃止:2事業(しどりの湯利用者助成事業、花とふれあいのふるさとづくり推進事業) 見直し:21事業 現状維持:6事業	
平成23年度	廃止:0 見直し:17事業 現状維持:0	
平成24年度	不要:3事業(民間交通安全指導員設置事業、しどりの湯管理事業、市税前納報償事業) 要改善:13事業 現行どおり:0	
平成25年度	不要:0 要改善:8事業 現行どおり:4事業	

那珂市行政評価外部評価員会 市民判定人説明会

それは、未来をつくれるか。



外部評価の手順について

2014年10月17日
構想日本 総括ディレクター
伊藤 伸

(1) 事業仕分けは行うことが目的ではなく手段である

事業仕分けはコストカットが目的だと思われがちだが、事業仕分けは手段であり、コストカットだけが目的ではない。事業仕分けは「使いよう」である。

(2) 事業仕分けはプランではなく実情(リアリティ)のチェック

「きれいな」計画や趣旨説明があっても、その事業が住民、国民の役に立っている保証はない。また、官僚、公務員は実際にどうお金が使われたかを知らない。現場を見て、それをチェックするのが事業仕分け。

(3) 事業仕分けが目指すのは政治、行政の「自分事」化

形式ではない実質的な「公開性」と「外部性」は国や自治体の事業、ひいては政治に国民が当事者意識を持つきっかけになる。そこから、行政や議会が再び動き、民意が政治・行政に反映され始める。

①議論対象の具体化(事務事業レベルでの議論)

抽象的な議論や結論で終わらせないために、できる限り細かなレベルの事業を対象に議論する。

②外部かつ現場の視点

実際のお金の使われ方を熟知している外部の識者や経験者(リアリティを持つ現場の人)が、仕分け人(評価者)として参加することで、従来の行政内部での議論では出てこなかった論点が生まれる。

③全面公開

誰もが事業仕分けを傍聴できるよう全面公開で行う。住民に開かれた場で議論することにより、緊張感、結論への責任感が生まれる。また傍聴する住民の側も、事業内容や予算の使われ方を知ることによって行政に対して「当事者意識」や信頼感の醸成のきっかけとなる。

④「事業シート」の作成

事業の目的や内容、成果目標などが具体的かつ端的に記載され、統一フォーマットで行政の事業を比較できる「事業シート」を作成する。事業シートは様々な論点を浮き彫りにするための入口となる。

⑤明確な結論

最終的に一定の結論を出す。公開の場で明確な結論を出すことで、改革すべき内容が住民、国民に明らかになり、その実現に直結する。また、仕分けの結論の対する最終判断は首長や議会の責任であるため、結論を入口として、その後の内部での議論を喚起することにもつながる。

これらの“5原則”が守られなければ「事業仕分け」とは呼べない

仕分けスタート(2002年)

官と民、国と地方の役割分担を、現場目線で整理することが目的。
自治体の一般会計事業全てを対象。(全事業仕分け)。

全事業仕分けから選択事業仕分けへ(2005年)

20~100事業程度を選び事業の内容を精査(選択事業仕分け)。
改善提案を重視。

自民党、民主党による事業仕分け(2008年)

自民党の「無駄撲滅プロジェクトチーム」が事業仕分け(政策棚卸し)を実施。その後、民主党でも全省対象に仕分けの手法を用いて事業を精査。

実施自治体の急増(2008年)

着実に成果が出てきたこと。自治体の財政が厳しくなったことから実施自治体が急増。

行政刷新会議(2009年~2012年)

政府内に行政刷新会議が設置され、事業仕分けを実施。2012年12月までに合計6回の仕分けを実施。

市民判定人方式(2009年~)

仕分け人=議論、
無作為抽出の市民=判定
という「市民判定人方式」が
自治体仕分けの主流に。

地方議会会派による仕分け(2009年~)

地方議会の会派主催の仕分けが京
都府でスタート。議会全体での試み
も始まる。

行政事業レビュー(2010年~)

政府の全ての事業(約
5,000)がシート化され、公開
(行政事業レビューシート)。
政権交代後も継続。

国会での仕分け(2011年)

衆議院の決算行政監視委員会で、行政事業
レビューのシートを基に、外部の仕分け人を
交えて実施。

「施設仕分け」(2013年~)

事業仕分けが一段落した自治体で
は、公共施設の仕分けがスタート。住
民の合意形成の有力手段として。

海外からも注目(2012年)

事業仕分けや行政事業レビューの取組み
が、オープンガバメントの最先端として海外
の政府、議会、メディアから注目。インドネ
シア議会やOECDで講演等も実施。

「JUDGIT!」(2013年)

政府の「行政事業レビューシート」に対して、
WEB上でスタンプによる意思表示や、意見投
稿ができるウェブサービスを開発、公開。

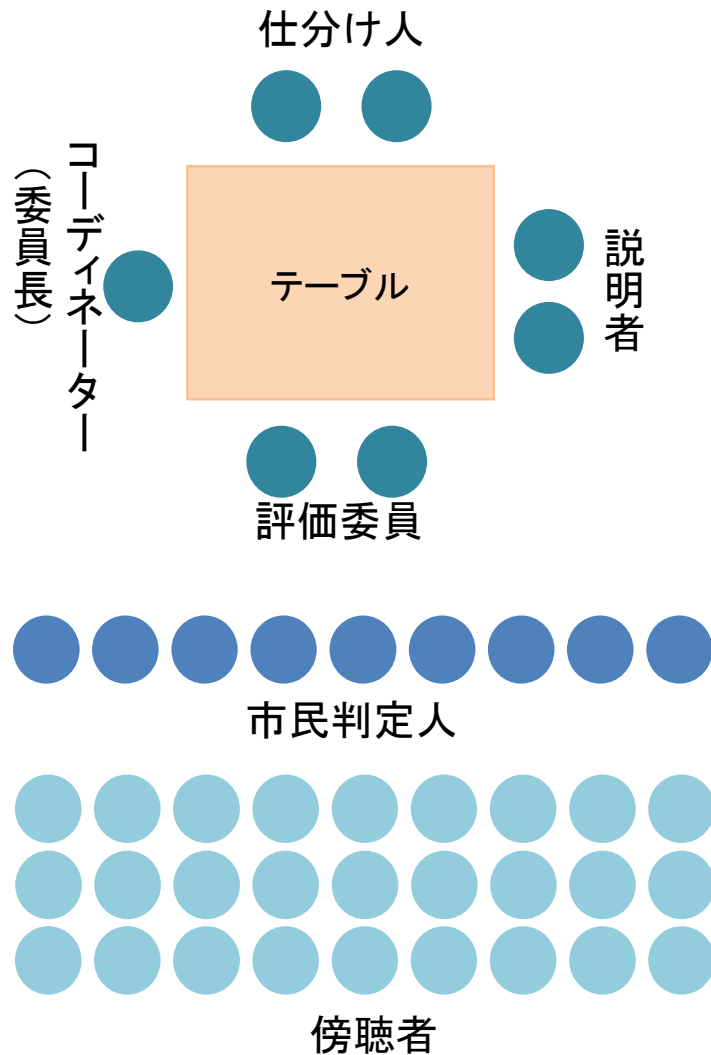
【自治体仕分けの実施数】

自治体数: **103団体**

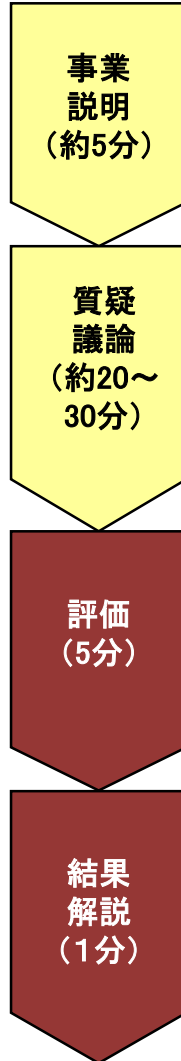
実施回数: **197回**

(2014年10月17日現在)

仕分け会場のレイアウト(イメージ)



作業の流れ



説明者(当該自治体職員)が、事業の要点や事業シートの補足を中心に説明(評価委員、市民判定人は事前に資料に目を通して
いる前提で。当該事業のポイントをかいつまんで説明)。

- 事業の趣旨・目的、事業内容(目標、期限等を含む)、成果、課題など

評価委員から説明者に対して、評価の材料としての質問、議論。

- 趣旨・目的の是非、達成手段としての妥当性、事業の効果・効率性、実施主体の適否など

市民判定人は、議論には参加しない。議論を聞きながら、随時評価シートの「特記事項」を記載。

コーディネーターのアナウンスにより評価シートに評価を記載。

- この際、コーディネーターよりこれまでの議論の整理及び評価の考え方の説明あり。

評価シートの記載が終わった人から事務局がシートを回収。

結果は、市民判定人の多数決により決定(評価委員も参考として評価を行う)。

- 評価の公表方法はコーディネーターの読み上げ
市民判定人から結果についての意見表明

事業仕分けで、よく議論になるポイント

- 全体のビジョンの中での当該事業の位置付けは明確か
- 事業内容が目的達成のための有効な手段になっているか
- ゴール設定(成果目標)は適切か、そのゴールに向けて現在の達成状況か把握できているか
- 客観的なデータに基づいて実態把握はできているか
- 受益者負担は適切か、受益者・地域などの偏在はないか
- 他部署・他自治体・国・都道府県との重複はないか
- 将来にわたる費用をフルコストで把握しているか
- 出資法人等への委託・補助は適正か、民業圧迫になっていないか
- 市民の自立を阻んでいないか、依存型市民養成ではないか

「べき論」よりも事実のチェックの積み上げによって課題を浮き彫りにする。

事業仕分け「市民判定人方式」

- **市民判定人方式とは**

議論は外部の仕分け人が行い、その議論を聞いて、無作為抽出により選ばれた「市民判定人」が判定を行う(1つの班で20名程度、判定人は議論には加わらない)という自治体の事業仕分けの新しい手法。裁判員制度と似ている。

- **スタートは埼玉県富士見市**

2009年に富士見市で初めて実施。住民基本台帳から1000人を抽出、判定人参加の依頼を送付。そのうち53名が応募(2班に分かれて実施)。

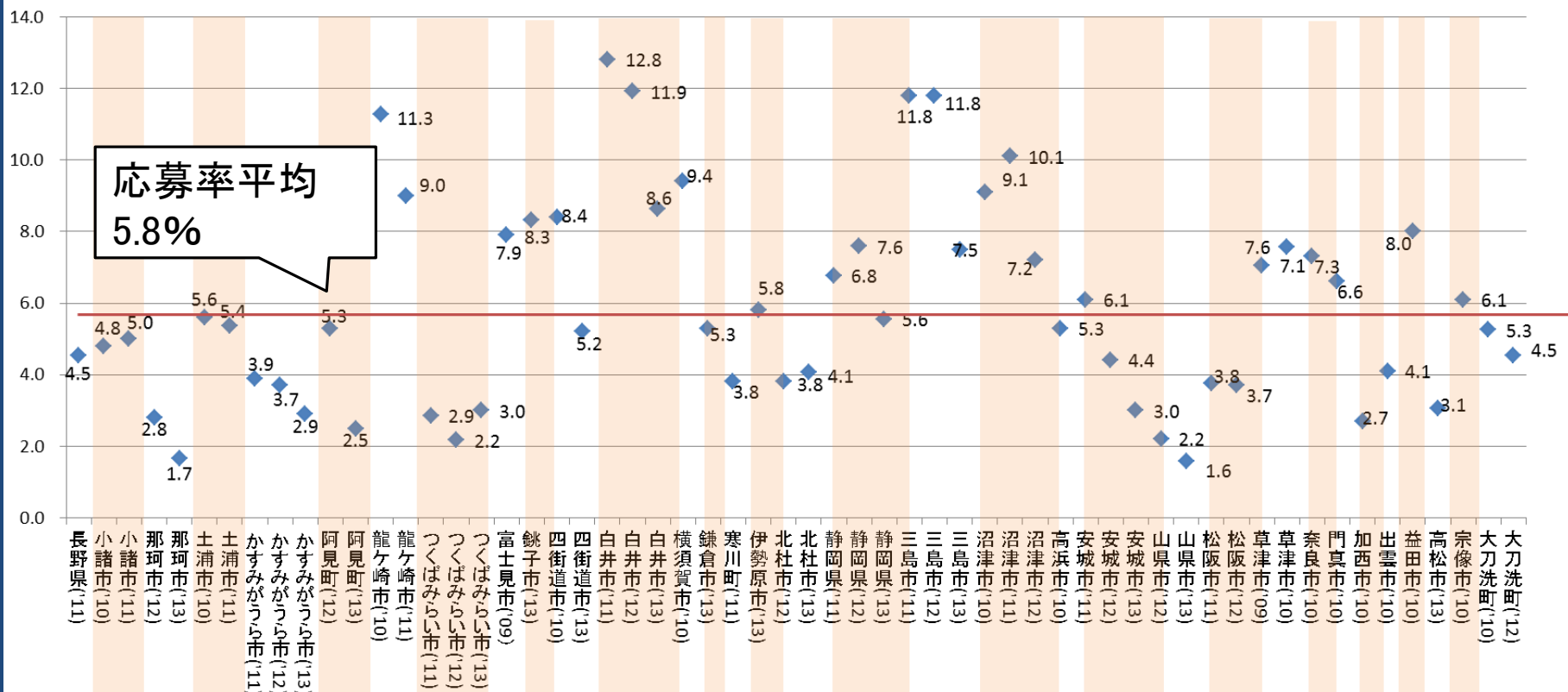
- **市民判定人方式の効果**

市民判定人は市民の中から無作為抽出で選ばれるため、一部の関心層だけではないより広範な意見が反映される。オープンガバメントへの一歩とも言える。

また、これまで行政との関わりが少なかった住民にとっては、「当事者意識」を持つきっかけとなる。



参考:「市民判定人方式」の応募率



市民判定人方式はこれまでに33自治体60回実施(2014年9月現在)*。

全国での無作為抽出での案内送付総数は8万6500件、応募者は約5000人に上る。

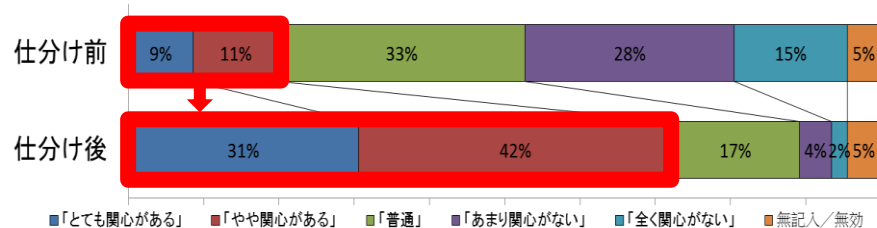
* この他に、無作為抽出以外の選定(無作為抽出+公募、行革委員の選定など)が7自治体14回。

ドイツの「プラーヌクスツェレ」の相場は5%と言われている。日本人の行政への潜在的な関心は高いと言えるのではないか。

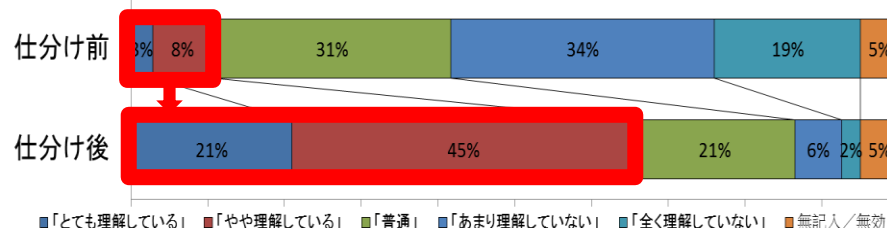
参考：市民判定人アンケート（1）

① 各項目における事業仕分け参加前後の意識・行動の変化

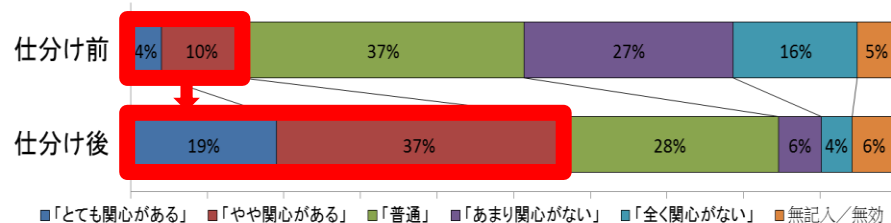
設問 1) 税金の使い方への関心度



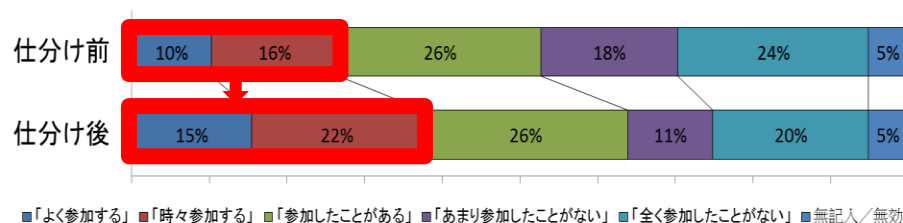
設問 2) 行政の事業の内容についての理解度



設問 3) 行政や議会の情報への関心度



設問 4) 地域づくりに関わる集まりに参加する頻度



事業仕分けへの参加を経て関心や意識は大きく高まっている一方で、具体的な取り組みへの参加は伸びが小さい。

参考：市民判定人アンケート（2）

＜市民判定人へのアンケート結果＞

市民判定人経験者からのコメント

- 市が「事業仕分け」又は市民判定人方式を採用されたことは、すばらしく思います。市民といっしょに築こうとする施策にも共感します。行政、議会だけでなく、市民参加型議会もあれば良いかと。むずかしい議論よりも結構身近なことを市民は望んでいると思います。（50代、男性）
- 本来は議会が行政を監視し、議会は有権者の審判を受けるべきであるが、これが十分に機能していないので、市民による行政の直接監視は行政、議会の双方に緊張感をもたらす効果的な仕組みだと思います。市民にとっても、自分たちの街のあり方を考え、参加意識を高めるよい機会なので、可能な限り参加者（判定人と傍観者）を増やす工夫をすべきと思います。（30代、男性）
- 事業仕分けに参加したことで、市の行政に関心をもつことが出来ました。もっと多くの方々に、こういった機会を提供できたら、より市民の理解が深まり、よりよい行政が行えるのではないかと思います。（20代、女性）
- 市民判定人という方式、存在をもっと広く知らしめるべき。もっと多くの事業を対象とすべき。（40代、男性）
- 今回たまたま市民の中から選ばれて参加できることになってとても良い機会だったと思い感謝しています。ただ何も知らず考えることもなかった行政だったり税金の使い方を知ることができました。（中略）またこういった機会があれば参加したいと思います。（40代、女性）

事業仕分けの成果① – 仕分け結果の反映度 –

自治体の対応方針

仕分けの判定結果

	合計	廃止・移管	ゼロベース	改善	現行通り・拡充	検討中・その他
廃止・移管	455	176	68	156	45	10
ゼロベース	131	9	40	66	9	7
改善	1477	35	83	1113	214	32
現行通り・拡充	231	1	1	67	159	3
検討中・その他	2	0	0	0	0	2
合計	2296	221	192	1402	427	54



① 判定結果通りかそれより厳しい対応がなされた事業 ≡ **73%** (1684事業)



② 判定結果通りの対応がなされた事業 ≡ **65%** (1488事業)



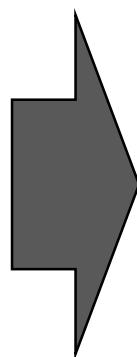
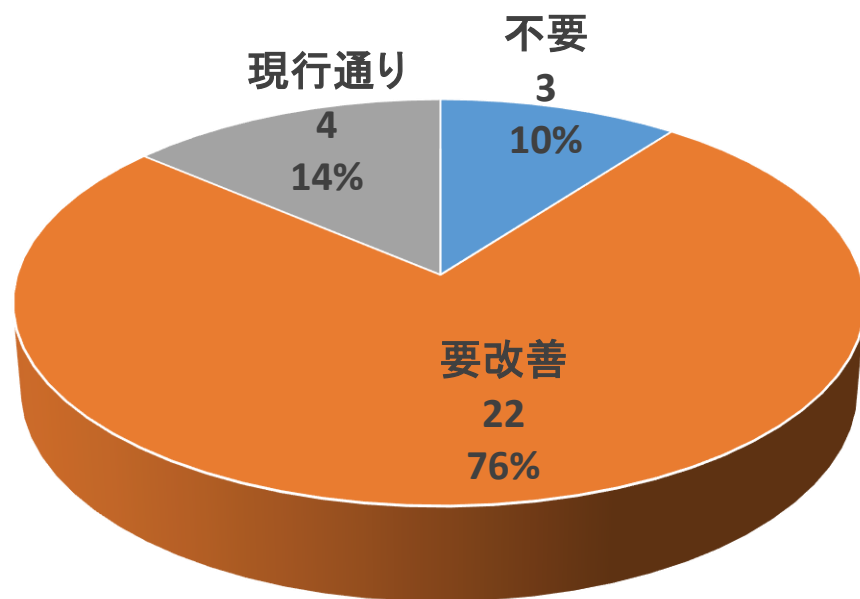
③ 判定結果が「改善」以上だが改善がなされていない事業 ≡ **12%** (268事業)

実施事業の7割以上が仕分け結果を踏まえた見直しを実施。まだ見直しの方向性が見えていない事業(ゼロベース192事業、検討中54事業)の継続的なフォローアップが重要。

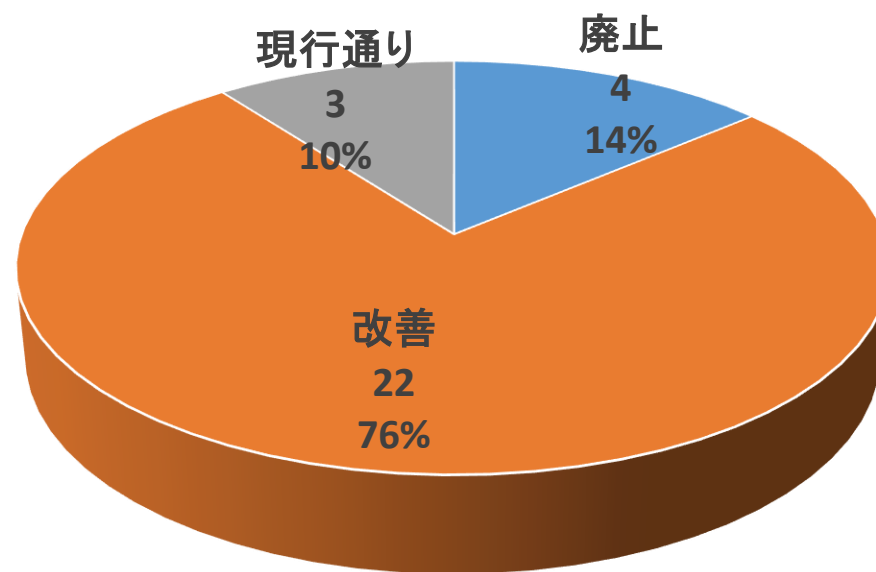
那珂市の仕分け結果反映状況

- 2年間での対象事業数：29事業

【仕分け結果】



【仕分け結果の反映状況】



那珂市の反映率は、**97%**。全国トップクラス。

平成26年度那珂市外部評価・市民判定人説明会「外部評価の手順について」資料

平成25年度「那珂市事業仕分け」時 配布資料（抜粋）

事業番号 2－5

市民活動支援事業

（市民生活部 市民協働課）

平成26年10月17日

那珂市行財政改革推進室

事業シート（概要説明書）

予算事業名	市民活動支援事業		事業開始年度	平成23年度														
上位施策事業名	市民との協働によるまちづくりを推進する		担当局・部名	市民生活部														
根拠法令等	協働のまちづくり指針及び協働のまちづくり推進基本条例		担当課・係名	市民協働課														
事務区分	自治事務	法定受託事務	作成責任者	課長 中山悦男														
実施の背景	長引く景気の低迷、少子高齢化、地方分権などにより、社会経済情勢が大きく変化する中、行政のみでは多様化する市民ニーズに対応することが困難になりつつあることから、市民との協働によるまちづくりを推進することになった。協働のまちづくりを推進するに当たり、市民の自主的な活動を促進するため、各種の支援策を講ずることになった。																	
目的 (何をどうしたいのか)	<ul style="list-style-type: none"> 市民自治組織及び市民活動団体の活動中の怪我や事故について、市が市民活動補償制度保険に加入することにより、市民活動の健全な発展を図る。 市民活動団体の活動基盤を整備するための支援や、市民自治組織及び市民活動団体が、地域の課題解決に向けて取り組む新たな活動に対し支援を行い、市と市民による協働のまちづくりを推進する。 																	
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	市民		対象者数(全住民に対する割合)														
				55,986	人	(100.0 %)												
	実施方法	直接実施																
		業務委託 又は 指定管理 (委託先又は指定管理者:)																
		補助金〔直接〕・間接 (補助先:市民活動団体等 実施主体:市民活動団体等)																
		貸付(貸付先:) その他()																
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容(箇条書き)		事業費		活動指標												
		<ul style="list-style-type: none"> 市民活動補償制度保険への加入事務 事故後の補償金請求事務 		1,842	千円	市民活動補償制度補償金請求件数												
		<ul style="list-style-type: none"> 市民活動支援事業の募集及び選考会の開催 選考結果の通知送付及び補助金交付事務 		3,850	千円	市民活動支援事業の申込団体数												
					千円													
関連事業 (同一目的事業等)	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動支援センター運営事業 市民自治組織支援事業 協働のまちづくり推進事業 																	
コスト	25年度(予算)		24年度(決算見込み)		23年度(決算)		22年度(決算)											
	事業費合計		7,450	千円	5,692	千円	4,151	千円		千円								
	事業費内訳 (平成24年度分)		【役務費】 保険料 1,842千円 市民活動補償制度保険料 【負担金補助及び交付金】 補助金 3,850千円 市民活動支援補助金(設立準備支援) 1団体 50千円 市民活動支援補助金(市民提案事業) 8団体 3,800千円															
	人件費	担当正職員	0.31	人	1,522	千円	0.26	人	1,500	千円	0.38	人	2,427	千円		人		千円
		臨時職員等	0.00	人	0	千円	0.00	人	0	千円	0.00	人		千円		人		千円
人件費合計		0.31	人	1,522	千円	0.26	人	1,500	千円	0.38	人	2,427	千円		人		千円	
総事業費				8,972	千円			7,192	千円			6,578	千円				千円	
財源 内訳	国県支出金		0		千円		0		千円		0		千円				千円	
	国県支出金の内容																	
	地方債		0		千円		0		千円		0		千円				千円	
	その他特財		7,450		千円		0		千円		0		千円				千円	
	その他特財の内容		市民活動基金															
	一般財源		1,522		千円		7,192		千円		6,578		千円				千円	
財源合計		8,972		千円		7,192		千円		6,578		千円				千円		

事業シート（概要説明書）

予算事業名		市民活動支援事業			事業開始年度	平成23年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）			単位	H24年度	H23年度	H22年度
		市民活動補償制度補償金請求件数			件	6 /	13 /	/
		設立準備支援事業申込み団体数（件数） 設立準備支援事業補助金交付団体数（件数）			件	0 / 5 1 / 5	3 / 5 2 / 5	/
		市民提案事業申込み団体数（件数） 市民提案事業補助金交付団体数（件数）			件	8 / 9 8 / 9	7 / 5 4 / 5	/
					/	/	/	
単位当たりコスト	総事業費	/	件数	千円	514千円	286千円		
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	市民が安心して市民活動に取り組めるようになる。また、より多くの市民がまちづくり活動に参加できるようになる。						
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）			単位	H24年度	H23年度	H22年度
		まちづくり活動に参加している市民の割合			%	52.1 / 60.0	52.3 / 65.0	/
		市民活動団体数			団体	240 / 260	235 / 120	/
				/	/	/		
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動補償制度について、市民活動の指導者や被害者などから、補償（保険）金が受けられ非常に助かったといった声が寄せられている。 市民活動支援事業（市民提案事業）の実施に伴い、市民自治組織及び市民活動団体が自主的な創意工夫により、地域の活性化や課題解決に取り組むようになり、様々な分野で協働によるまちづくりが行われるようになった。 本事業の実施により市民が安心して市民活動に取り組めるよう、また、より多くの市民がまちづくり活動に参加できるよう、引き続き市民自治組織及び市民活動団体の活動を支援していく。また、広報紙やホームページなどを活用し、本事業について広く市民に周知していく。 							
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	別紙 1 及び別紙 2 のとおり							
特記事項	協働のまちづくりを円滑に進めるには、市民自治組織及び市民活動団体の活動を支援していく必要がある。協働のまちづくり推進基本条例（第13条第3項）では、「市は、協働のまちづくりの推進に当たっては、市民の自主性・自発性に基づく活動の支援に努めなければならない。」と規定している。							

比較参考値(他自治体での類似事業の例)

市町村名		那珂市	日立市	常陸太田市	東海村		
制度名		那珂市市民活動補償制度	日立市市民活動災害補償制度	常陸太田市市民活動補償制度	東海村住民活動災害補償制度		
対象となる活動	市民団体等が行う地域活動、社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動及び青少年育成活動で、本来の職場を離れて自由意思のもとに行う継続的、計画的又は臨時的の公益性のある直接的活動						
	市民団体又は市が主催・共催で日本国内において行う社会奉仕活動、社会福祉活動、社会参加活動、継続的かつ計画的な社会文化・教育活動等で、公益を目的とした無償で行われる活動						
対象者	賠償補償	市					
		市が出資した法人又はこれに準ずる団体					
		指導者等					
		スタッフ					
		市民活動団体					
	傷害補償	指導者等					
		スタッフ					
		参加者					
保険契約	市が保険会社と保険契約を締結する						
補償する事故	賠償補償	市民活動の参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、補償対象者が法律上の賠償責任を負う事故					
	傷害補償	市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、補償対象者が死亡又は負傷する事故					
		日射病、熱中症、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒を対象事故として実施要綱等に明記					
主な補償内容 (補償限度額)	賠償補償	身体賠償	1人につき(万円)	10,000	6,000	10,000	5,000
			1事故につき(万円)	30,000	20,000	30,000	50,000
	賠償補償	財物賠償	1事故につき(万円)	500	100	500	1,000
		保管物賠償	1事故につき(万円)	500	100	500	1,000
	傷害補償	死亡	(万円)	300	200	300	300
		後遺障害	(万円)	300	200	300	300
		入院	1日につき(円)	3,000	3,000	3,000	3,000
		通院	1日につき(円)	2,000	2,000	2,000	2,000

比較参考値(他自治体での類似事業の例)

市町村名		那珂市	水戸市	常陸太田市	高萩市	笠間市	小美玉市	茨城町	大子町	
事業名		那珂市市民活動支援事業	水戸市協働事業提案制度「わくわくプロジェクト」	市民提案型まちづくり事業	高萩市こころの里シティづくり補助金	笠間市まちづくり市民活動助成事業	小美玉市まちづくり組織支援事業	茨城町ふるさと元気づくり推進事業	町民発想地域づくり助成事業	
募集する事業	市民活動団体の設立及び自立促進に資する事業									
	地域の活性化や課題解決に資する事業									
	市民が自由に課題を設定し、課題解決に向けて事業を提案するもの(市民提案型)									
	市があらかじめ課題を提示し、市民が課題解決に向けて事業を提案するもの(行政提案型)									
募集期間	平成25年度分	随時		H25.4月		H25.4～5月				
		H25.3～4月	H24.12～H25.1月	H25.4月	H25.4月	H25.4～5月	H25.4、9月	H25.4～6月	H25.5～6月	
対象団体	市民活動団体(NPO法人、ボランティア団体等)									
	市民自治組織(地域コミュニティ団体、自治会、町内会、行政区等)									
	企業(非営利の社会貢献活動を行う場合)									
補助金の補助率及び限度額	市民活動団体の設立及び自立促進に資する事業	補助率	1/2		10/10		10/10			
		補助限度額(万円)	5		10		10			
	地域の活性化や課題解決に資する事業	補助率	10/10	9/10	10/10	10/10	2/3	対象事業により異なる	10/10	10/10
		補助限度額(万円)	50	50	30	10	30	対象事業により異なる	20	50
審査	学識経験者、公募による市民、職員等で構成する委員会等が審査を行う									

委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

予算事業名	市民活動支援事業		事業開始年度	平成23年度
団体名	菅谷地区花壇づくりネットワーク 外8件			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の妥当性)	・平成24年度那珂市市民活動支援事業募集要項 ・那珂市補助金等交付規則 募集要項に基づき、補助金の交付を受けようとする団体等から事業を募集する。募集期間終了後、市協働のまちづくり推進委員会による選考会を開催し、事業の採択団体を決定。採択団体は、市補助金等交付規則に基づき、補助金の交付申請を行う。			
当該事業の団体における収支状況	収入		支出	
	国からの財政支出金	千円		千円
	県からの財政支出金	千円		千円
	市町村からの財政支出金	千円		千円
	委託料・指定管理料	別紙のとおり		千円
	補助金	千円		千円
	その他	千円		千円
	その他 ()	千円		千円
総計	千円	総計	千円	

委託料は設計ベースのため、収入と一致しない場合あり。

団体概要	別紙のとおり									
	資本金	千円	役員	(単位:人)	常勤	うち (出向・OB)	非常勤	うち (出向・OB)	監事	うち (出向・OB)
	市出資金	千円		役員						
	出資比率	%		職員						
団体全体の収支状況	収入				支出					
	国からの財政支出金	千円	事業費		千円					
	県からの財政支出金	千円	管理費		千円					
	市町村からの財政支出金	千円	人件費		千円					
	委託料・指定管理料	千円	その他 ()		千円					
	補助金	千円	総計		千円					
	その他	千円								
	その他 ()	千円								
総計	千円	収支差		千円						
特記事項	負債総額: 円 資本総額: 円 利益剰余金(もしくは欠損金): 円									
財務諸表URL										

委託・指定管理・補助 対象団体シート(概要説明書)

No.	団体名	事業区分 (実施事業名)	事業概要	団体概要				
				設立年月日	会員数	役員数		主な活動内容
						非常勤	監事	
1	菅谷地区花壇づくりネットワーク	設立準備支援事業 (菅谷地区花壇ネットワークづくり)	花の種、花の苗の確保、保管及び情報提供、花壇コンクールの評価基準と審査方法の策定、審査の実施、花壇の見学	H24.3.2	42人	3人	1人	花の種、花の苗の確保と情報提供、花壇コンクールの実施
2	那珂市民吹奏楽団	市民提案事業 (吹奏楽を核とした芸術文化振興事業)	初心者楽器講習会の実施、中学校吹奏楽部、講習会受講生との合同発表会の開催、個人所有が困難な一部の楽器の購入	H20.2.10	24人	8人	2人	各学校吹奏楽部との合同演奏会の開催、福祉施設への慰問演奏
3	中里自治会	市民提案事業 (夢ホタル)	夢ホタル(LED照明を使用した地域活性化イベント)の開催	H23.4.29	251世帯	12人	2人	花壇造成管理、歩く会、新年会、市長座談会、夏まつり、自主防災訓練等
4	瓜連おはやし保存会	市民提案事業 (小学校児童おはやし体験事業)	小学校クラブ活動(音楽クラブ)への支援活動、発表の場の確保、ユニホーム、のぼり旗、小道具の購入	S58.4.1	25人	3人	1人	うりづらおはよしの後継者育成、行事催し等への協力
5	いばらき森林クラブ那珂支部	市民提案事業 (古徳城址整備と城址から静古道へ接続及びハイキングロードガイドの作成)	静古徳地内古道と平野散策路の整備、ウォーキング教室の開催、ロードガイドマップの作成	H23.3.31	18人	7人	0人	下草刈り、間伐、枝打ち、植樹及び自然環境保全
6	那珂歴史同好会	市民提案事業 (史跡整備活動等支援事業)	史跡の実地調査及び地域別史跡等のまちめぐりマップ作成、史跡案内表示板、説明看板の設置、イベントの実施	H22.4.1	86人	9人	1人	那珂市を中心とする歴史及び民俗等の研究、講習会、研修会の開催
7	下菅谷地区環境・防犯推進協議会	市民提案事業 (下菅谷地区内の自然と生活環境の整備事業)	平地林、竹林の整備と保全維持管理、多目的ポケットハウスの整備、間伐材による修景施設等の整備、通学路の整備	H17.11.1	70人	13人	2人	伐竹、間伐、下刈り、枝打ちの実施、竹炭による水質改善
8	NPOひろがる和	市民提案事業 (那珂のひなまつり事業)	つるしびな制作講座の開催、つるしびなの展示、つるしびなマップの作成、つるしびなまつりの開催	H22.11.17	32人	16人	2人	高齢者のための健康体操、高齢者、障害者のための水中体操事業の実施
9	清水洞の上自然を守る会	市民提案事業 (清水洞の上公園内花菖蒲田・自然観察広場整備事業)	清水洞の上公園内に花菖蒲田、自然観察広場を整備、桜の苗木の植栽、イベントの実施	H20.6.17	72人	33人	2人	清水洞の上地区の除草、枝打ち、植栽、遊歩道整備

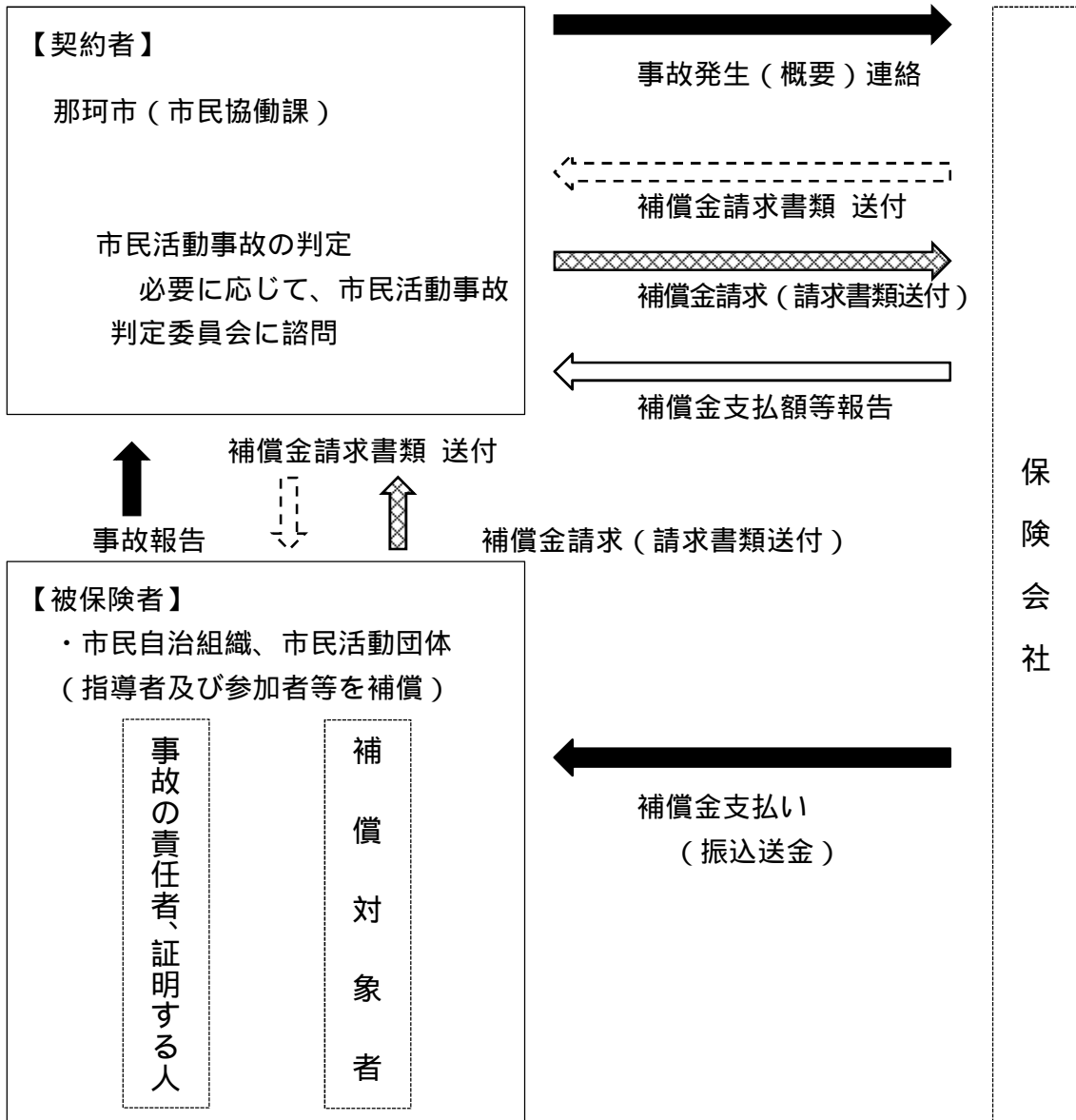
No.	団体名	事業区分 (実施事業名)	事業概要	当該事業の団体における収支状況			
				収入			支出
				市町村からの財政支出(補助金)	その他	総計	総計
1	菅谷地区花壇づくりネットワーク	設立準備支援事業 (菅谷地区花壇ネットワークづくり)	花の種、花の苗の確保、保管及び情報提供、花壇コンクールの評価基準と審査方法の策定、審査の実施、花壇の見学	50千円	86千円	136千円	136千円
2	那珂市民吹奏楽団	市民提案事業 (吹奏楽を核とした芸術文化振興事業)	初心者楽器講習会の実施、中学校吹奏楽部、講習会受講生との合同発表会の開催、個人所有が困難な一部の楽器の購入	500千円	79千円	579千円	579千円
3	中里自治会	市民提案事業 (夢ホタル)	夢ホタル(LED照明を使用した地域活性化イベント)の開催	300千円	24千円	324千円	324千円
4	瓜連おはやし保存会	市民提案事業 (小学校児童おはやし体験事業)	小学校クラブ活動(音楽クラブ)への支援活動、発表の場の確保、ユニホーム、のぼり旗、小道具の購入	500千円	36千円	536千円	536千円
5	いばらき森林クラブ那珂支部	市民提案事業 (古徳城址整備と城址から静古道へ接続及びハイキングロードガイドの作成)	静古徳地内古道と平野散策路の整備、ウォーキング教室の開催、ロードガイドマップの作成	500千円	2千円	502千円	502千円
6	那珂歴史同好会	市民提案事業 (史跡整備活動等支援事業)	史跡の実地調査及び地域別史跡等のまちめぐりマップ作成、史跡案内表示板、説明看板の設置、イベントの実施	500千円	191千円	691千円	691千円
7	下菅谷地区環境・防犯推進協議会	市民提案事業 (下菅谷地区内の自然と生活環境の整備事業)	平地林、竹林の整備と保全維持管理、多目的ポケットハウスの整備、間伐材による修景施設等の整備、通学路の整備	500千円	51千円	551千円	551千円
8	NPOひろがる和	市民提案事業 (那珂のひなまつり事業)	つるしびな制作講座の開催、つるしびなの展示、つるしびなマップの作成、つるしびなまつりの開催	500千円	985千円	1,485千円	1,485千円
9	清水洞の上自然を守る会	市民提案事業 (清水洞の上公園内花菖蒲田・自然観察広場整備事業)	清水洞の上公園内に花菖蒲田、自然観察広場を整備、桜の苗木の植栽、イベントの実施	500千円	266千円	766千円	766千円

施策シート

施策名		市民との協働によるまちづくりを推進する				
担当局・部名		市民生活部	担当課・係名	市民協働課 市民活動グループ	作成責任者	課長 中山 悦男
施策の目的 (何のために)		「まちづくりの主役は市民」という認識を原点に、市民、市民自治組織、市民活動団体、事業者、そして行政が、それぞれの役割を担いながら、ともに話し合い、理解しあい、協力しあって、協働の関係を築き、市民と市のパートナーシップを確立させる。				
施策の目標		<ul style="list-style-type: none"> 安心して市民活動に取り組める環境を整備する。 市と市民による協働事業の拡大を図り、より多くの市民がまちづくり活動に参加できるようにする。 				
目指す成果 (達成状況)		【成果指標名】(実績値/目標値)	単位	H24年度	H23年度	H22年度
		まちづくり活動に参加している市民の割合	%	52.1 / 60.0	52.3 / 65.0	/
		【成果指標名】(実績値/目標値)	単位	H24年度	H23年度	H22年度
		市民活動団体数	団体	240 / 260	235 / 120	/
		【成果指標名】(実績値/目標値)	単位	H24年度	H23年度	H22年度
				/	/	/
政策概要	事業名	市民活動支援センター運営事業			所管課	市民協働課
	事業概要	市民自治組織、市民活動団体等の活動に必要な情報の収集・提供、活動に対する助言・相談、活動に必要な備品の貸出しを行うなど、総合的な支援を行う。			事業費	H22 千円 H23 3,567 千円 H24 3,800 千円
	自己評価	市民活動団体として多くの団体の登録があった。結果として、市民活動支援センターの利用者が増え、市民活動団体等の活動が活性化した。				
	施策との関連	市民活動団体等の活動を総合的に支援する市民活動支援センターを設置することで、より多くの市民がまちづくり活動に参加できるようにする。				
	事業名	市民自治組織支援事業			所管課	市民協働課
	事業概要	地域の発展や課題解決に取り組む地区まちづくり委員会及び自治会に対し、地域まちづくり交付金を交付し、財政的な支援を行う。			事業費	H22 千円 H23 89,879 千円 H24 106,369 千円
	自己評価	班(組合)未加入者への対応が課題となっているため、引き続き加入促進策について検討してしていく必要がある。				
	施策との関連	市民自治組織の活動が活性化することで、その活動への関心が高まり、より多くの市民がまちづくり活動に参加するようになる。				
	事業名	協働のまちづくり推進事業			所管課	市民協働課
	事業概要	協働のまちづくり推進委員会を開催し、市民活動支援事業の選考等を行う。また、まちづくりリーダー養成講座や協働のまちづくり推進フォーラムを開催し、学習機会の提供や啓発を行う。			事業費	H22 65,173 千円 H23 428 千円 H24 175 千円
自己評価	これまで、区制度から自治組織制度への移行など、市民との協働の仕組みづくりに取り組んできたところであるが、今後は市民との協働体制を確立していく必要がある。					
施策との関連	学習機会の提供や啓発を行うことで、市民一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、進んでまちづくりに参加できるようにする。					
施策の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		<p>地域の自治活動が円滑に推進されるよう拠点施設等の整備を進めるとともに、まちづくり活動の基盤となる市民自治組織や市民活動団体等が、自主的・主体的に活動できるよう支援した。今後、地域の活性化や課題解決に向けて、市民、市、市民自治組織、市民活動団体等と連携協力して取り組むことができる人材の発掘や育成に努め、より多くの市民がまちづくり活動に参加できる環境を整備する必要がある。</p> <p>また、市民自治組織や市民活動団体等が、それぞれ持つ意見や要望、課題等を的確に把握するとともに、それらを整理し、今後の市政運営に反映させていくことが必要である。</p>				

【概要図】那珂市市民活動補償制度の事務処理について

市民活動中の事故について、市民活動の指導者及び参加者等を補償する制度



傷害補償

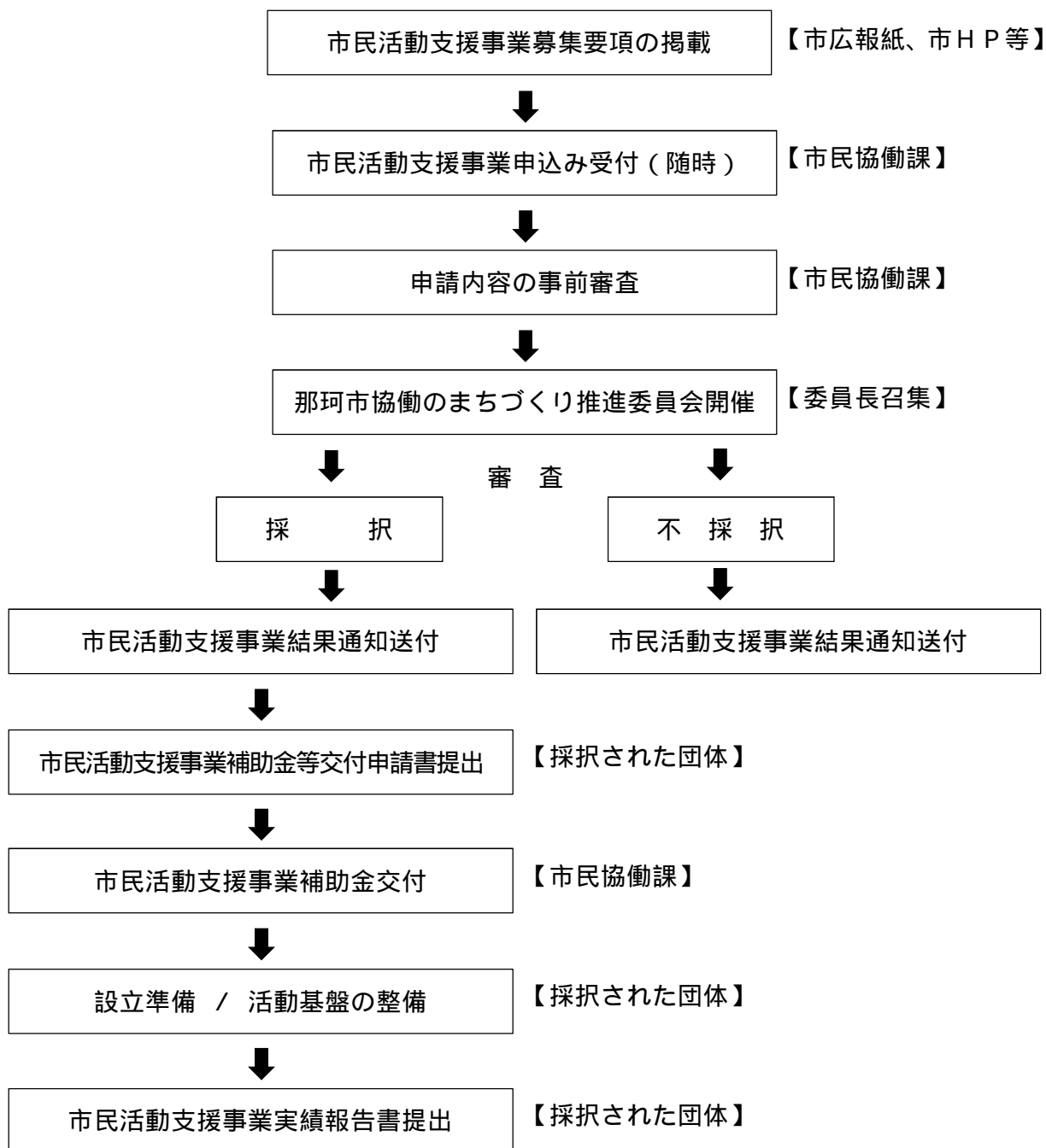
担保内容	死亡・後遺障害	入院 (日額)	通院 (日額)
1名につき	300万円	3,000円	2,000円

賠償責任補償

	対人賠償				対物賠償		
	1名につき	1事故につき	期間中	免責	1事故につき	期間中	免責
施設賠償	1億円	3億円	/	なし	500万円	/	なし
生産物賠償	1億円	3億円	3億円	なし	500万円	500万円	なし
保管者賠償	/	/	/	/	/	500万円	なし

【概要図】那珂市市民活動支援事業（設立準備支援）の事務処理について

活動基盤が整っていない市民活動団体や、これから市民活動に取り組もうとする団体等に対し、その活動基盤を整えるための費用について、補助金を交付する。

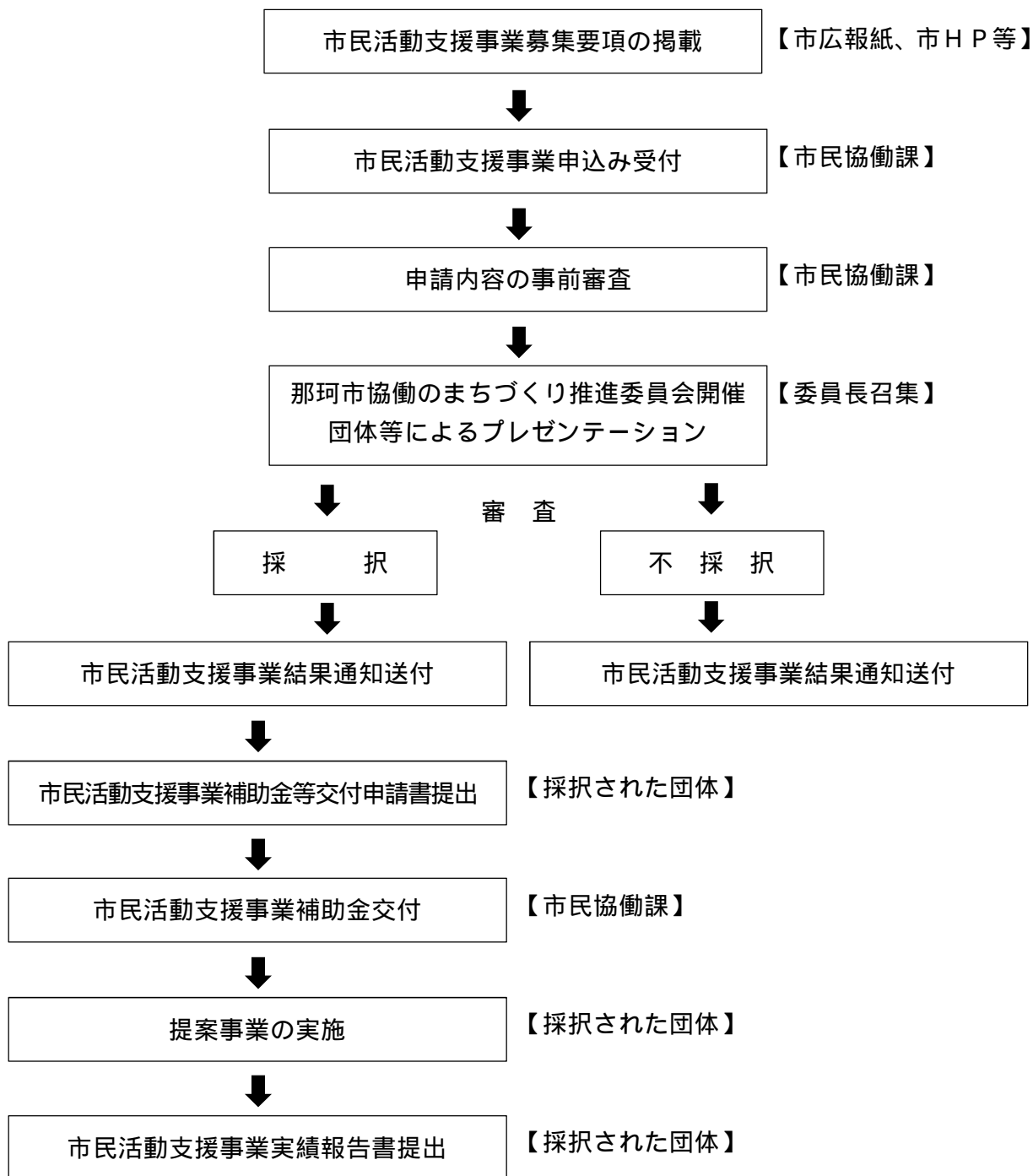


【補助限度額及び補助率等】

補助限度額	補助率	申請等
5万円	5/10	1団体1回限り申請可能 申請は随時受付

【概要図】那珂市市民活動支援事業（市民提案事業）の事務処理について

地域の課題解決に向けて、市民自治組織及び市民活動団体が、自ら提案し新たに取り組む活動に対し、補助金を交付する。



【補助限度額及び補助率等】

区分	補助限度額	補助率	申請等
受給1年目	50万円	10/10	1事業につき2年まで申請可能 申請は年1回（4月中旬〆切）
受給2年目	50万円	10/10	

評価対象年度	平成 24 年度	事務事業評価シート			作成日	平成 25 年 5 月 24 日	点検日	平成 年 月 日	
事務事業名	市民活動支援事業			区分コード	1(補助事業)				
担当課等	市民生活部	市民協働課	市民活動グループ	記入者氏名	照沼 克美				
総合計画体系	施策の大綱(政策名)	1:市民との協働のまちづくり			■ 実施計画対象事業				
	施策名	1:市民との協働によるまちづくりを推進する							
	基本事業名	4:市民活動への支援と啓発							
予算科目	会計	一般	款	項	目	事業名	法令根拠		
			2	1	7	市民活動支援事業			
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ			<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返			<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度		
	(開始年度 23 年度 ~)			(年度 ~ 年度)					
事業概要									
【全体概要】				【業務内容】					
市民との協働によるまちづくりを推進するため、市が保険に加入し、市民活動中の事故について、市民活動の指導者等を補償する。また、市民活動団体の設立を支援するとともに、地域の課題解決に向けて、市民自治組織及び市民活動団体が提案し、新たに取り組む活動に対し支援を行う。				市民活動補償制度 ・保険への加入、事故後の保険金請求事務 市民活動支援事業 ・設立準備支援事業及び市民提案事業の募集、選考会の開催、結果通知の送付 ・補助金交付事務					
1 現状把握の部(DOシート)									
(1) 事務事業の目的と効果・指標等の推移									
		単位	23年度(実績)	24年度(実績)	25年度(見込)	26年度(計画)	27年度(計画)		
① 対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等 市民			④ 対象指標(対象の大きさを表す指標)						
			人口	人	55,949	55,835	55,986	55,700	55,500
② 手段(具体的な事務事業のやり方、手順) 24年度実績 ・市民活動補償制度保険への加入、事故後の保険金請求事務 ・市民活動支援事業(設立準備支援事業及び市民提案事業)の募集、選考会の開催、結果通知の送付、補助金交付事務 25年度計画 24年度と同じ			⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)						
			市民活動補償制度保険金請求件数	件	13	6	10	10	10
			設立準備支援事業申込団体数	団体	3	0	2	2	2
			市民提案事業申込団体数	団体	7	8	7	8	8
③ 意図する成果(この事業によって、対象をどう変えるのか、したいのか) 市民が安心して市民活動に取り組めるようになる。また、より多くの市民がまちづくり活動に参加できるようになる。			⑥ 成果指標(対象における意図された対象の程度)						
			まちづくり活動に参加している市民の割合	%	52.3	52.1	60.0	62.5	65.0
			市民自治組織数(地区まちづくり委員会数+自治会数)	組織	77	77	77	77	77
			市民活動団体数	団体	235	240	245	250	255
(2) 投入量の推移		単位	23年度(実績)	24年度(実績)	25年度(見込)	26年度(計画)	27年度(計画)	全体計画	
事業内訳	国庫支出金	千円							
	県支出金	千円							
	地方債	千円							
	その他	千円							
	一般財源	千円	4,151	5,692	7,450	7,950	7,950		
事業費計(A)		千円	4,151	5,692	7,450	7,950	7,950	0	
人件費	正規職員	千円	2,427	0.38人	1,500	0.26人	1,522	0.31人	
	正規外職員	千円							
	人件費計(B)	千円	2,427	1,500	1,522	1,522	1,522	0	
投入量(A)+(B)		千円	6,578	7,192	8,972	9,472	9,472	0	
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等									
① この事務事業を開始したきっかけは何か?			平成21年12月に策定された協働のまちづくり指針及び平成22年3月に施行された協働のまちづくり推進基本条例に基づき、市民自治組織及び市民活動団体に対し各種の支援策を講ずることになった。						
② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか、開始時期と比べてどう変わったのか?			市民活動支援事業(市民提案事業)の実施に伴い、市民自治組織又は市民活動団体が、自主的な創意工夫により、地域の活性化や課題解決に取り組むようになり、様々な分野で協働によるまちづくりが行われるようになった。						
③ この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられていますか?			市民活動補償制度について、市民活動の指導者や被害者などから、保険金が下りて助かったといった声が寄せられている。また、市民活動団体が市民活動支援事業(市民提案事業)補助金を活用して作成した成果品(まちめぐりマップ、ハンドブック等)について、地区まちづくり委員会や自治会などの関係者から、大変良いものが出来たとの意見が寄せられている。						

(4)前年度の評価結果に対する改革・改善の取り組み		
前年度の評価の結果、どのように取り組みましたか？また、取り組み後どのように変わりましたか？見直しの結果、予算にはどのように反映されたのですか？	(前年度最終評価)	(予算への反映)
	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持	平成25年3月10日に開催した協働のまちづくり推進フォーラムにおいて、パネリストとして参加した副市長から、市民活動支援事業の概要について説明してもらい、来場者に本事業を周知した。

2 評価の部 (SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価 ① 公共関与の妥当性 この事業を市が行うことは妥当なですか？見直す必要はありませんか？妥当だとするとその理由はなんですか？	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある (→評価の部にて「現状維持」以外にチェック) 協働のまちづくりを円滑に進めるには、市民自治組織及び市民活動団体の活動を支援していく必要があり、各種支援策に市が関与することは妥当である。なお、協働のまちづくり推進基本条例第13条第3項では、「市は、協働のまちづくりの推進に当たっては、市民の自主性・自発性に基づく活動の支援に努めなければならない。」と規定しているところである。
有効性評価 ② 成果の向上余地 成果を向上させる余地はありますか？向上の余地があるとした理由はなんですか？何が原因で成果向上が期待できないのですか？	<input type="checkbox"/> 余地がない <input checked="" type="checkbox"/> 余地がある (→評価の部にて「現状維持」以外にチェック) 市民活動支援事業(市民提案事業)に申込み団体は、自らの提案により地域の課題解決に取り組もうとする団体であり、協働のまちづくりに対する意識が高い。今後、こうした団体が増えることで、成果を向上させる余地がある。
有効性評価 ③ 類似事業との統廃合余地 廃止・休止の可能性 類似事業はありますか？類似事業との統廃合余地はありませんか？ 事務事業の現状及び成果から考えて、廃止又は休止することができますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 統廃合の余地がない <input type="checkbox"/> 統廃合の余地がある (→評価の部にて「現状維持」以外にチェック) <input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止の可能性がない <input type="checkbox"/> 廃止・休止の可能性はある (→評価の部にて「現状維持」以外にチェック) 類似事業はなく、統廃合の余地はない。 事業開始から2年が経過したところであるが、今後も、市民自治組織及び市民活動団体と連携して協働のまちづくりを進めていく必要があることから、廃止・休止はできない。
効率性評価 ④ 事業費や人件費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できませんか？成果を下げずに所要時間を削減できませんか？成果を下げずにより低賃金の担当者で遂行できませんか？(アウトソーシングなど)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある (→評価の部にて「現状維持」以外にチェック) <input checked="" type="checkbox"/> 人件費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある (→評価の部にて「現状維持」以外にチェック) 市民活動補償制度の保険料は、前年度の保険金支払実績に基づき決定しているところであり、削減の余地はない。また、市民活動支援事業については、地域の課題解決に向けた取り組み等に対し補助金を交付するものであり、補助金を削減してしまうと、市民自治組織及び市民活動団体の協働に対する意識の低下を招くおそれがあることから、削減は困難である。 庶務を行う市民協働課の人件費は、必要最小限の労力で事務を行っており、これ以上の削減余地はない。
公平性評価 ⑤ 受益者負担の適正余地 受益者負担と一般財源が公平・公正な配分になっていますか？	<input type="checkbox"/> 適正である <input type="checkbox"/> 見直す余地がある (→評価の部にて「現状維持」以外にチェック) <input checked="" type="checkbox"/> 受益者負担を求める事業ではない 一般的に、市民自治組織及び市民活動団体が行う活動は、公益性が高い社会奉仕活動であり、これらの団体に対し、受益者負担を求めることは適切ではない。

3 計画の部 (PLAN)

(1) 1次評価(次年度に向けた方向性) ※担当課長、グループ長、担当者が記載																				
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し(改革・改善) → (<input type="checkbox"/> 目的の再設定 <input checked="" type="checkbox"/> 有効性の改善 <input type="checkbox"/> 効率性の改善) <input type="checkbox"/> 現状維持(現状通りで特に改革改善はない)																			
改革・改善の具体的内容(改革案・実行計画) 市民が安心して市民活動に取り組めるよう、また、より多くの市民がまちづくり活動に参加できるよう、引き続き、本事業の実施により、市民自治組織及び市民活動団体の活動を支援していく。また、広報紙やホームページなどを活用し、本事業について、広く市民に周知していく。																				
改革・改善による期待成果 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">成果</th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>向上</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		成果	コスト			削減	維持	増加	向上		○		維持				低下			
成果	コスト																			
	削減	維持	増加																	
向上		○																		
維持																				
低下																				
(3) 2次評価(2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策)) ※担当部長が記載																				
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 見直し(改革・改善) → (<input type="checkbox"/> 目的の再設定 <input type="checkbox"/> 有効性の改善 <input type="checkbox"/> 効率性の改善) <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持(現状通りで特に改革改善はない)																			
担当部長としての意見・考え方(1次評価と同じの場合も記入) 市民活動が円滑に取り組めるよう継続して支援をする。																				
(4) 3次評価(行政評価本部会議メンバーによる最終的な方向性を必要とする場合)																				
<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 (<input checked="" type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 現状維持) 平成26年度の募集から、事業の持続可能性を市民提案事業の審査基準に追加するよう、審査を行う市協働のまちづくり推進委員会で検討する。 補償限度額を引き下げることによる保険料の見直しは、今後、補償金の支払実績が増え、適正な補償限度額が判断できるようになった際に、改めて検討する。 市民が市民活動に興味を持ってもらえるよう、市及び市民活動支援センターのホームページの充実を図る。 分野別に整理した市民活動団体の情報を提供することで、市民活動団体同士が連携してまちづくりに取り組めるよう支援する。																				

平成25年度那珂市事業仕分けの判定結果を受けた市の対応について

市では、効果的で効率的な行財政改革を推進するとともに、市職員の意識改革・資質向上を図ることを目的として、去る10月5日（土）に市民判定人方式による事業仕分けを公開により実施いたしました。

判定結果を受け、市長を本部長とする行政評価推進本部会議において、仕分けの議論及び判定の内訳を十分踏まえ、今後の事業の方向性について検討いたしました。この方向性をもとに、平成26年度予算案の編成作業を進めてまいります。

番号	担当課	事業名	事業仕分け判定結果	市の方針
1-1	政策企画課	公共交通利用促進施設管理事業	要改善	継続（見直し）
1-2	都市計画課	都市計画街路整備事業	要改善	継続（見直し）
1-3	下水道課	公共下水道整備事業	要改善	継続（見直し）
1-4	介護長寿課	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	要改善	継続（見直し）
1-5	健康推進課	乳児家庭全戸訪問事業	現行どおり	継続（現行どおり）
1-6	こども課	子育て支援センター事業	現行どおり	継続（見直し）
2-1	生涯学習課	図書館運営事業	要改善	継続（見直し）
2-2	市民課	聖苑運営事業	要改善	継続（見直し）
2-3	学校教育課	小学校英語活動指導員設置事業	現行どおり	継続（見直し）
2-4	環境課	不法投棄廃棄物撤去事業	要改善	継続（見直し）
2-5	市民協働課	市民活動支援事業	要改善	継続（見直し）
2-6	商工観光課	清水洞の上整備事業	現行どおり	継続（現行どおり）

※今回の市民判定人説明会の添付資料においては、「2-5 市民活動支援事業」分のみを掲載しておりますが、全文は那珂市ホームページにて掲載しております。

http://www.city.naka.lg.jp/data/doc/1387163135_doc_9_0.pdf

平成 25 年度那珂市事業仕分け 市の対応シート

担当課	市民協働課
-----	-------

番号	事業名	市民判定人判定				
		不要・凍結	国・県・広域	那珂市(要改善)	那珂市(現行どおり)	結果
2-5	市民活動支援事業	0	0	10	1	那珂市(要改善)

仕分け人判定 (参考)

不要・凍結	国・県・広域	那珂市(要改善)	那珂市(現行どおり)	結果
0	0	5	0	那珂市(要改善)

主な論点

- ・ 市民提案事業の持続可能性について
- ・ 市民活動補償制度の保険料の見直しについて
- ・ 市民活動への支援と啓発について

仕分け人・市民判定人からの主な指摘事項

- ・ 市民活動を促進するという意味では、市民提案事業が 2 年間で終わってはいけない。審査基準の中に、事業の持続可能性を入れた方がよい。
- ・ 市民活動補償制度の補償限度額を現実的な額に引き下げて契約することで、保険料を下げられるのではないか。
- ・ 市のホームページを見たが、市民活動団体の活動状況が出ていない。市民活動支援センターのホームページを見ても、貸出物品の情報しか出ていない。広報やホームページの掲載に市は積極的にいかかわっていくべきだ。
- ・ 市民活動団体同士をつないであげると、スキルがたまるし、横のつながりも広がっていく。それが行政の仕事ではないか。



判定結果及び指摘事項に対する見解

今後の方向性	継続(見直し)
--------	---------

- ・ 現在、市民提案事業の審査基準には、事業の持続可能性の項目はありませんが、選考会でのヒアリングを通して、申込団体に確認しているところです。
- ・ 市民活動補償制度の保険料は、市の人口規模、過去の事故率及び今後の傾向値等により、算出されております。
- ・ 市民活動支援センターのホームページでは、インフォメーションブログとして、市民活動の話題及びイベント情報等を掲載しているところです。
- ・ 一部の市民活動団体からも、登録をただで、団体同士の横の連携が取れないとの指摘を受けているところです。

具体的な取組み(見直し) 内容とその効果見込み・見直し手順・時期等

- ・ 平成 26 年度の募集から、事業の持続可能性を市民提案事業の審査基準に追加するよう、審査を行う市協働のまちづくり推進委員会で検討してまいります。
- ・ 補償限度額を引き下げることによる保険料の見直しについては、今後、補償金の支払実績が増え、適正な補償限度額が判断できるようになった際に、改めて検討してまいります。
- ・ 市民が市民活動に興味を持ってもらえるよう、市及び市民活動支援センターのホームページの充実を図ってまいります。
- ・ 分野別に整理した市民活動団体の情報を提供することで、市民活動団体同士が連携してまちづくりに取り組めるよう支援してまいります。

判定結果に沿った方向性と異なる場合には、その理由・課題等

--

事業仕分け後の、関係者・関係団体のかたからの意見等

- ・ 現時点では、特に意見は受けておりません。

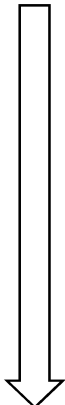
事業仕分け後の、一般の市民のかたからの意見等

- ・ 現時点では、特に意見は受けておりません。

評価対象年度	平成25年度	那珂市外部評価/市民判定人評価シート		H26.10.17 事務局案
事務事業名		担当課		

◆ 目的妥当性/有効性/効率性/公平性に関する評価

参考のために入力してください (該当する欄に☑)	目的妥当性評価	① 市関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 妥当である	<input type="checkbox"/> 見直す必要がある (→「◆今後の方向性」は「現状維持」以外に☑)
	有効性評価	② 成果の向上余地	<input type="checkbox"/> 余地がない	<input type="checkbox"/> 余地がある (→「◆今後の方向性」は「現状維持」以外に☑)
		③ 類似事業との統廃合余地 廃止・休止の可能性	<input type="checkbox"/> 統廃合の余地がない <input type="checkbox"/> 廃止・休止の可能性がない	<input type="checkbox"/> 統廃合の余地がある <input type="checkbox"/> 廃止・休止の可能性がある (→「◆今後の方向性」は「現状維持」以外に☑)
		効率性評価	④ 事業費や人件費の削減余地	<input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がない
	公平性評価	⑤ 受益者負担の適正余地	<input type="checkbox"/> 適正である	<input type="checkbox"/> 見直す余地がある (→「◆今後の方向性」は「現状維持」以外に☑)



※ 終了＝当初予定した活動が完了した後は、この事業は終了し継続しない。
 ※ 廃止＝当初予定した活動が完了しなくても、この事業は終了し継続しない。
 ※ 休止＝当初予定した活動が完了しなくても、この事業は一旦休止し、再開する場合には対象・手段・意図する成果等の抜本的な見直しを行う。

※ 統廃合＝対象・手段・意図する成果等の見直しを行い、類似の事業と統廃合したうえで、次年度以降も継続して事業を実施する。
 ※ 継続(見直し)＝対象・手段・意図する成果等の見直しを行ったうえで、次年度以降も継続して事業を実施する。
 ※ 継続(現状維持)＝基本的には対象・手段・意図する成果等は現状のとおりとし、次年度以降も継続して事業を実施する。

外部評価の判定は市民判定人の多数決により決定します(特記事項欄も市の対応を決定する際の参考にしておりますので、ご記入をお願いします)。

同数の場合のみ「終了志向(終了・廃止・休止)」「継続志向(統廃合・見直し・現状維持)」に合算し、多いほうとします。それでも同数の場合には、委員長が決定します。

◆ 今後の方向性

必ず記入してください (該当する欄に☑)	外部評価(市民判定人による今後の事務事業の方向性(改革・改善策))
	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input type="checkbox"/> 継続(見直し) <input type="checkbox"/> 継続(現状維持)
	特記事項